

新型コロナウイルス感染症に関する 国・県への要望等

新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急要請（令和2年4月1日）

新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急要請

国においては令和2年3月26日に改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府対策本部が設置され、基本的対処方針の中で水際対策、まん延防止、経済対策、医療提供体制の維持等に関する方針が示されたところである。

一方で、地方においては一部地域における感染拡大の兆候、感染経路不明の患者の増加、経済活動の停滞、医療用資器材を始めとする物資の不足等により、依然として予断を許さない状況が続いている。

そのような中、今後予測される感染爆発（オーバーシュート）に対し、国民及び地方公共団体が安全・安心のもと的確に対処できるよう、医療提供体制の維持について、政府に次のとおり緊急に要請をする。

医療提供体制の維持について

- ・感染疑い者数や患者数が急増した際にも、可能な限りまん延の抑制を図るとともに、必要な疫学調査は継続し、感染経路やクラスターの発生等の把握に努めるため、周囲に対する感染性や、接触の度合い等の評価方法について、考え方をより詳細に示すこと。また、患者自身が行動や体調に関する情報を入力できるようなICTツールを開発し疫学調査や健康観察に活用する等、技術開発の推進や制度運用の柔軟化を図ること。
- ・感染疑いの方について保健所で安全にウイルス検体採取等の対応をとるため、エアテント（ドーム）、防護服、ゴーグル、防護マスク、防護手袋等必要な資器材の調達や人材支援を実施すること。
- ・患者数の急増に備え、さらに広域的な患者の搬送・収容策を検討するとともに、感染症病床以外の病床を一定率でプールしておく等、具体的な入院体制の強化策を講ずるとともに、医療機関に対して経済的支援を講ずること。また、医療体制の崩壊を防ぐため、感染不安者を含めた医療機関の適正受診のあり方や、無症状あるいは軽症者の入退院基準を再度整理し、国民に広く浸透するよう周知するとともに、院内で患者や接触者が発生した際の当該医療機関の業務継続方針や、臨時の医療施設や医療機関以外の患者受入施設の確保策について具体的な方針を示すこと。
- ・検査数の急増に備え、必要な試薬・資器材等を検査機関に安定的に供給していくこと。また、検査を担う専門職等は限られていることから、官民を

問わず検査機関間で相互支援できるよう、全国的な人員の応援体制を整備すること。

- ・感染症対策における広域的対応について、新型感染症の発生に即時対応が可能な都道府県単位の公衆衛生組織等の設置を検討すること。
- ・保健所への医療的な相談数が急増した際でもより効果的・効率的に対応できるよう、民間の活力をさらに積極的に導入し、複数の自治体が共同で設置（委託）できるようなコールセンター体制を整備すること。
- ・ワクチンや治療薬の新規開発に向け、積極的に研究を推進するとともに、承認後に臨床現場での混乱が生じることを防ぐため、ガイドラインの整備や、必要に応じ具体的な接種体制の検討にも着手すること。

令和2年4月1日

中核市市長会

新型コロナウイルス感染症に関する緊急要望（令和2年4月13日）

新型コロナウイルス感染症に関する緊急要望

国は、新型コロナウイルス感染症への対策が危機管理上、重大な課題であるとの認識の下、4月7日に改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、緊急事態宣言を発出し、首都圏では東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の一都三県が緊急事態措置を実施すべき区域とされた。

そうした中、各都県においては、既に同法第24条第9項に基づく施設の使用停止及び催物の開催停止の要請を実施することが示されており、今後、一都三県が一丸となって感染拡大防止に取り組むとともに、営業自粛等に協力していただく中小企業への支援策を講じていくことが必要である。

また、既に、千葉県においても、感染経路の不明な患者が散発的に発生し、一部の地域では感染拡大の傾向が見られており、感染が拡大する東京都と近接し、都内との生活、経済活動に伴う往来が活発である各都市においては、今後さらに感染が拡大した際の医療体制の確保に強い懸念を抱くものである。

ついては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向け、以下のとおり、緊急に要望する。

- 1 施設の休業要請に伴う休業補償など中小企業への支援策を早急に実施するとともに、所要財源の確保について国に要望すること。
- 2 感染者の増加に備えた病床及び軽症者のための宿泊施設の確保等の取組みをさらに加速するとともに、これらを市独自で実施した場合、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく県の行動計画に位置付け、適切な財政措置を行うこと。
- 3 クラスターの発生場所、規模等について、迅速に情報を共有するとともに、的確にこれを公開し、それらの場所への外出の自粛要請を強力に行うこと。

令和2年4月13日

千葉県知事 森田健作様

千葉市長 熊谷俊人
船橋市長 松戸徹
松戸市長 本郷健次
柏市長 秋山浩保

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望について（令和2年4月14日）①

新型コロナウイルス感染症対策に 関する緊急要望について

令和2年4月14日

千葉県市長会
千葉県町村会

新型コロナウイルス感染症に関する 緊急要望について

令和元年12月に中華人民共和国湖北省武漢市において集団発生した新型コロナウイルス感染症は、世界各地で猛威を振るい、令和2年3月11日には世界保健機関がパンデミックを宣言しました。

その後、国内においては、東京オリンピック・パラリンピックの開催が一年延期となり、東京都内での感染者の急増や本県では福祉施設における集団感染が確認されるなど、感染拡大に歯止めがかからず、4月7日には、国による「緊急事態宣言」が出され、本県を含む7都府県が対象区域とされました。

このような状況の中で、マスクや消毒液等の生活物資は、依然として不足しており、また、商業施設や娯楽・遊戯施設等の休業、国内外の観光客の減少や各種イベント等の中止により、地域経済に重大な影響が生じ、住民の生活は不安定な状況となっています。

本県内においては、未だに令和元年房総半島台風等の大規模自然災害から復興半ばであり、このまま感染の拡大が続く場合、自治体の対応にも限界が来てしまいます。

については、下記の事項について、早急に措置していただきますよう強く要望します。

記

1 県と市町村の情報共有・緊密な連携について

- (1) 県民の不安感を払しょくするとともに、感染のまん延防止のため、国・県の対応状況や、感染の状況、感染予防の方法等、適切な情報を公開・提供すること。

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望について（令和2年4月14日）②

- (2) 各自治体や医療機関が感染者等に対し迅速かつ確に対応するため、医療機関別の確保病床数・入院病床数・空病床数の随時開示、報道発表資料の自治体への即時提供、地域別・自治体別の感染者数や医療資材等の在庫状況などの情報を速やかに提供すること。
- (3) 市町村や医療関係者等と緊密に情報共有を行い、市町村の感染拡大防止対応策に繋がる詳細な情報（感染者、濃厚接触者の行動歴や経過観察者等）を積極的に提供すること。
- (4) 千葉県から公表されている「新型コロナウイルス感染症患者及び無症状病原体保有者の発生について」において、「調査中」や「実施予定」と公表したものについては、その調査結果等を早期に公表することが、感染拡大の防止や予防の啓発に繋がることから、調査後や実施後の情報について、詳細かつ早期に公表すること。
- (5) 休業等による収入減少で生活に困っている世帯に対する「生活支援臨時給付金(仮称)」等、緊急経済対策の実施に際し、その支給事務等について、混乱や過大な負担が生じることのないよう人材の支援なども含め十分な措置を講じること。また、市町村の保健部門に専門的知見を有する人材の支援を図ること。
- (6) 県内全域への緊急事態措置を踏まえ、医療体制をはじめとする県内の統一した方向性・見解を発出すること。その中で、自治体により感染状況が異なることから、県が行う措置や対応は、地域や自治体ごとの実情や特性に応じた柔軟なものとする。
- (7) 重症度に応じた医療提供体制を具体的に検討し、市町村に情報提供すること。

2 物資不足への対応について

感染対策に係る物品（救急・災害活動用等のマスク、手袋、感染防止衣、消毒用薬剤、救急カート、集団予防接種を行う際に必要な冷蔵庫等）について、次の措置を講じること。

- ① 住民に対する安定的な供給を確保すること。
- ② 県で備蓄している物品を配布すること。
- ③ 消防機関等の行政機関及び医療機関、教育施設、社会福祉等に対して、優先的に購入できるようにすること。

3 小・中学校等の臨時休業等への対応について

- (1) 各自治体に差異が生じないよう、県が一斉臨時休校や学校再開についての統一した見解を示すこと。
- (2) 令和2年3月1日付総行公第34号（総務省自治行政局公務員部長通知）「新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」により、学校の臨時休業の要請等に対応するため休暇を取得した職員の給料・報酬について助成を行うこと。
- (3) テレビ放送などのメディアによる映像等を活用した、小学校1年生から中学校3年生までの学習支援事業を実施すること。
- (4) 学校再開に向けて教職員へのマスクや学校への消毒薬などを提供すること。
- (5) 市町村での対応が難しい遠隔授業など、県や地域で統一した教育環境の整備や方策を実施すること。
- (6) 夏季休暇を授業日とする場合には、期間中の教員研修の軽減や弾力的な運用をすること。

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望について（令和2年4月14日）③

4 医療・介護サービス提供体制の確保等について

- (1) 感染者の増加により医療供給体制の維持が困難な状況下において、県は主体的な役割を果たし、病床の確保や軽症者のための宿泊療養施設の確保、医療資材の確保や国への確保要請等、実情に合わせた対応を行うこと。
- (2) 医療機関に対する財政支援について
 - ① 新型コロナウイルスの感染者を受入れる医療機関に対し、必要となる改修や物品、その他、院内感染防止のため消毒等の費用について、十分な財政支援を講じること。
 - ② 医療機関の対応力の強化を図るため、民間医療機関の参入も促すよう、新型コロナウイルスに感染した患者の受入れに伴う一般患者の受入れ抑制や施設の休止等による収入の減少に対し、公立、民間の全ての医療機関を対象とする補償制度を構築する等、支援策の拡充を図ること。
- (3) 医療・福祉体制の強化等について
 - ① 医師、看護師等の人材や医療品、医療資機材等の確保や配給、又は、専門人材の派遣や設備整備のための支援制度を早急に創設すること。さらに、感染患者の急増を踏まえた医療体制の確保について、具体的な拡充策を早急に示すこと。
 - ② 病床確保のため、無症状や軽症者を受入れられるよう、国や県の施設、ホテル等の活用により宿泊施設等を確保し、医療処置を要する患者は医療機関で診る等、重症度に応じた機能分化を図ること。
 - ③ 無症状の陽性患者の早期発見や別の疾患による不必要な隔離を避けるため、簡潔かつ迅速に感染を判定できるPCR検査体制の充実を図ること。

- ④ 感染患者の拡散を防ぎ対応力の強化を図るため、中等症の患者の受入れについては、各地の小規模な医療機関に分散させず、各医療圏域において、受入れ可能な医療機関に患者を集約させること。
- ⑤ 今後、感染者の大幅な増加を見据え、重傷者は感染症指定医療機関で受入れ、中等症までは、感染症指定医療機関以外の一般医療機関（公立病院等）で受入れることが予想されることから、PPEの確保が必須となるため、大至急、防護服やゴーグル、N95マスク等を支給すること。
- ⑥ 医療・福祉サービス等の提供の際、感染拡大を防ぐため、生活保護受給者への対面調査を電話調査で可能にすることや介護認定に関し、審査会を開催せず、書面審査等で出来るよう弾力的な運用を可能とすること。
- ⑦ 介護職員の不安を解消するための情報を提供すること。また、障がい者などの区分認定や相談支援のプランニング及び自立支援医療等の期限について、延長や遡って認定する等の柔軟な対応をすること。
- ⑧ 厚生労働省からの通知では、訪問介護事業所は、訪問介護サービス利用者の家族が感染者となった場合でも、地域の保健所と相談のうえ、感染防止対策を講じ、必要なサービスを提供することとなっているが、事業所から対応を拒否されるケースが発生しているため、県内の事業所に対して指導を行うこと。

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望について（令和2年4月14日）④

5 地域経済対策について

- (1) 国の緊急経済対策に呼応し、補正予算等により、中小企業に対する「雇用の維持」や「事業の継続」に向けた支援を実施するとともに、テレワークやI・o・Tなどによる生産性向上や働き方の見直しへの支援を強化するほか、地域の実情に即した県独自の経済対策を講じること。
- (2) 企業の資金繰り対策に関する相談窓口の機能強化に伴う人員及び設備の増強等、窓口の機能を充実させるために必要な経費を助成すること。
- (3) 緊急経済対策の各種メニューの実施時期や事業内容についての詳細な情報を早期に決定し、支援を必要としている企業・事業者に分かりやすい形で周知すること。
- (4) 中小事業者に対し、効果的かつ確実な支援を早急に実施すること。
- (5) 事業者等への円滑な資金調達に関する県独自の支援策を創設すること。
- (6) 多くの店舗が営業を自粛することによって、出荷した作物の価格の低下や、作物の受入れ拒否などが想定されること、また、小・中学校の臨時休校に伴い給食で使用する作物が納品できなくなっている等により、減収した農業者に対し十分な所得補償を講じること。
- (7) 冷え込む地域経済活性化のため、プレミアム付商品券の発行や、中小企業に対する休業補償の実施、中小企業の運転資金借入金返済に充てるための給付金制度の実施及びふっこう割事業を継続するとともに、全ての者に一人当たり一律10万円の給付を行い地域住民の生活支援を実施することについて国に働きかけること。

-6-

6 財政措置等について

- (1) 住民に対する緊急的な生活支援対策のため、徴収している税等の減免措置を行なう等、市町村が独自に行う取組に対して財政支援すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策として実施される経済対策等にかかる地方負担分の経費について、国の責任によって地方自治体の実情を踏まえた財源措置を講じるよう働きかけること。
- (3) 各自治体が物資を確保、配布をした場合には、財政支援を行うこと。
- (4) 新型コロナウイルス感染患者等の受入れなどに伴う、公立病院の経営状況の悪化に対する制度（補助金、地方交付税）を創設すること。
- (5) 緊急事態宣言に伴う各要請により発生した、保育所利用自粛に伴う保育料減免分及び学校給食費、学童保育所利用料に係る減収分などについて財政支援すること。また、今後、緊急財政対策の執行に付随する自治体の費用負担に対して十分な財政措置を行うこと。

7 その他

- (1) クラスターの形成を抑えるため、営業の自粛を要請する企業の休業補償について、国に要請すること。
- (2) 企業に対して、不要不急の業務の縮小やテレワークの促進、時差出勤や時短勤務の拡大など、従業員の感染リスクを減少させる取り組みの実施を強く呼びかけること。また、これを契機として社会変革を一気に加速させるため、テレワークやI・o・Tなどによる生産性向上や働き方の見直しを働きかけること。

-7-

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望について（令和2年4月14日）⑤

- (3) 新型コロナウイルス感染症患者が死亡した際の葬祭事業者の協力体制の確立について、次の事項について措置を講じること。
- ① 県内の葬祭事業者が遅滞なく御遺体を受入れられるよう、葬祭事業者に対して協力要請を行うこと。
 - ② 葬祭事業者が安心して安全に取り扱うことができるよう早急にマニュアルを整備するとともに、安全性の周知を図ること。
 - ③ マニュアル整備のみならず葬祭に関わる複数の事業代表者を招き実地研修を行うことで、葬祭事業者が不安なく取り扱いできる環境を構築すること。
- (4) 市町村業務におけるバックオフィス及びテレワークの実施のためのガイドライン等を整備すること。
- (5) 令和2年国勢調査における準備業務に鑑みた実施の可否、調査方法の変更を国に働きかけること。
- (6) 「コールセンター」や「帰国者・接触者相談センター」への電話相談に対し、より迅速かつ適切に対応されるため、同センターの電話回線を増やすとともに、同センターにおいて対応される職員の教育や資質向上などの体制充実を図ること。
- (7) 本県を含む関東地方の緊急事態宣言対象地域では、施設等の休業要請が発出されたところだが、他都県と本県の要請内容が異なる業種については、本県への客の流入による感染の可能性も否定できない。要請の実効性を高めるため、休業補償等、支援策を早急に実施するとともに、所要財源の確保について国に要望すること。
- (8) 新型コロナウイルスのPCR検査で、陽性とされた傷病者と接触のあった消防（救急）隊員に対して、無症状であった場合でも優先的にPCR検査を実施すること。

- (9) サーフィン、キャンプ等、屋外アクティビティの行動自粛については、該当する地域が広範であることや、屋内外を問わず県域を越えた行動自粛については、メッセージをより強く発信する必要があることから、あらゆるメディアを通じ県から関係各所へ要請すること。また、その要請について継続的に実施すること。

令和2年4月14日

千葉県知事 森田 健作 様

千葉県市長会長 鎌ヶ谷市長 清水 聖士

千葉県町村会長 東庄町長 岩田 利雄

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望について（令和2年4月22日）①

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望について

令和2年4月22日

千葉県市長会
千葉県町村会

新型コロナウイルス感染症に関する緊急要望について

国におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策として、多岐にわたる政策を展開し、感染症拡大防止等にご尽力いただいているところですが、今回の新型コロナウイルス感染症を撲滅するためには、国、地方が一丸となって当該感染症に立ち向かうことが重要であるものと認識しております。

こうした認識のもと、住民に一番近い我々市町村では、地域住民の安全・安心の確保や地域経済の安定のため、懸命に取り組んでおりますが、新型コロナウイルス感染症の陽性者は、増加しており、その対応や感染拡大防止、地域医療の健全化等の課題は山積しております。

一方、本県では、令和元年房総半島台風を始めとした自然災害の被害からの復興も道半ばの状況であることもご賢察いただき、市町村の取組の支援として、次の事項について、早急に措置いただきますよう強く要望いたします。

記

1 物資不足への対応について

感染対策に係る物品（救急・災害活動用等のマスク、手袋、感染防止衣、消毒用薬剤、救急カート等）について、次の措置を講じること。

- ① 医療機関及び消防機関等の行政機関、教育施設、社会福祉施設等に対し、優先的な確保を図ること。
- ② 住民に対する安定的な供給を確保すること。
- ③ 国で備蓄している物品を供給すること。
- ④ 感染症対策に係る物品について、共同調達、販売斡旋等の施策を講じること。

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望について（令和2年4月22日）②

2 小・中学校等の臨時休業等への対応について

(1) 遠隔授業が出来るよう児童生徒1人に1台の端末整備に加え、通信環境の整備、ソフトウェアやコンテンツ等の充実を図ること。なお、現在、GIGAスクール構想の実現に向けた校内通信ネットワーク等の整備を進めていることから、同事業を活用した上で早期の実現を図ること。

(2) 令和2年3月1日付総行公第34号（総務省自治行政局公務員部長通知）「新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」により、学校の臨時休業の要請等に対応するため休暇を取得した職員の給料・報酬について助成を行うこと。

(3) 学校再開に向けて消毒用薬剤等の感染拡大防止の物品を提供すること。

3 医療・介護サービス提供体制の確保等について

(1) 医療機関等に対する財政支援について

① 新型コロナウイルス感染症対策に従事する医師、看護師等に係る危険手当や罹患の際の休業補償、その他、病床確保に係る経費等について財源措置を行うこと。なお、感染防止のため、確保した病床の一部が使用できなくなった場合でも、確保した全ての病床に対し、実情に合わせた額で補償を行うこと。

② 新型コロナウイルス感染者の受入れに伴う一般患者の抑制により、収入減少となった場合の公立、民間の全ての医療機関を対象とする補償制度等の構築及び対策終了後の機能回復に対し、財政支援を講じること。

③ 新型コロナウイルス感染者の受入れに伴い必要となる医師や看護師等の人員、設備の整備や改修、物品の購入、その他、院内感染を防止する消毒等の費用について、公立、民間の全ての医療機関を対象に十分な財政支援を講じること。

④ 感染拡大防止のため、外出の自粛や「3つの密」の回避が求められることにより、多数の介護事業者等の運営に支障が出るのが想定されることから、高齢者の介護等を続けられるよう財源支援を図ること。

(2) 医療・福祉体制の強化等について

① PPE（防護着、ガウン、キャップ、ゴーグル、フェイスシールド、手袋、N95マスク）、検体採取用のスピッツ、検体採取用綿棒（鼻咽頭用）、パラフィルム、人工呼吸器、検査試薬等を大至急、国で確保し、優先的に医療機関に給付を行うこと。

② 医師、看護師等の人材確保、医療品、医療資機材等の確保や安定供給、さらに専門人材の派遣や設備整備のための支援制度を早急に創設すること。また、院内感染の防止等、医療従事者の安全確保に万全を期すこと。さらに、住民が適切な医療提供を受けられるよう医療体制の整備を図ること。

③ 今後の感染拡大に備え、入院病床及び軽症者等を受入れる民間施設の確保が必要となるため、民間施設の借り上げに対する支援やマンパワーの体制づくりを構築すること。

④ 無症状の陽性患者の早期発見や別の疾患による不必要な隔離を避けるため、簡潔かつ迅速に感染を判定できる

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望について（令和2年4月22日）③

PCR検査体制の強化を図り、積極的に検査を実施すること。

- ⑤ 新型コロナウイルス感染者の退院の取扱いに関し、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）（令和2年4月2日健感発0402第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）」によれば、感染者の退院には、2回のPCR検査で陰性となる必要があるが、この間、医療機関は新たな重症感染者の受入れができず、また、病床にも余裕がなくなり、医療崩壊につながりかねない。そのため、症状が安定した感染者はホテル療養等にして、重篤者が優先的に医療機関にて治療を受けられるよう早急にこの基準を見直すこと。
- ⑥ アビガン等の治療薬は現状では保険適応外処方となるため、早期の承認及び薬価収載を行うこと。
- ⑦ 予防ワクチンの早期開発に全力で取り組むこと。
- ⑧ 医療・福祉サービス等の提供の際、生活保護受給者への対面調査を電話調査で可能にすること等、感染拡大を防ぐための弾力的な運用を可能とすること。
- ⑨ 介護職員の不安を解消するための情報を提供すること。

4 地域経済対策について

- (1) 企業の資金繰り対策に関する相談窓口の機能強化に伴う人員及び設備の増強等、窓口の機能を充実させるために必要となる経費を助成すること。
- (2) 住民の安定した生活を守るため、政府が示している支援策をはじめ、事業活動の自粛に伴う企業への損失補償や休

業補償、資金融資などの支援について、その内容や実施時期などの詳細を、早期に決定しかつ市町村や企業・事業者に分かりやすく示すこと。また、対象や手続きがより簡素で明確な支援策やオンライン申請の整備を推進すること。

- (3) 中小企業・小規模事業者や農業者等に対する幅広い支援（資金繰り支援強化、利子補給、助成金、給付金、休業補償、税負担の軽減等）を行い、事業継続に希望を持てる対策を講じること。また、それらの支援が市町村を通じて行われる場合は、迅速かつ効率的な事務執行が可能な制度とし、現場に支障がないよう配慮すること。
- (4) 大規模観光施設の休業に伴い、同観光施設の関連企業や宿泊施設においても売上が大きく減少している。また、屋形船事業者における風評被害や、飲食店における売上の著しい減少など、地域経済を支える中小企業等に対しても深刻な影響が生じている。そのため、貸付ではない中小企業等への新たな給付措置を早急を実施するとともに、休業補償や雇用の確保など、幅広く手厚い継続的な財政支援を講じること。
- (5) 業況が悪化した中小企業等に対する給付については、手続きの簡素化により速やかに資金繰りの支援を行うこと。また、支給要件については、売上高等の減少の割合に応じた段階的な給付を行う等、業況が悪化した中小企業等に届く支援が行われるよう支給要件を見直すこと。加えて、新規創業者等の売上高の前年同月比較が困難な事業者に対して支援を行うこと。
- (6) 雇用調整助成金の申請については、申請に係る必要書類を極力減らす等手続きの簡素化を行うとともに、

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望について（令和2年4月22日）④

助成割合の更なる引上げを行い、感染症の拡大の抑止に取り組む中小企業等の負担軽減を図ること。

- (7) 地域経済活性化のため、プレミアム付商品券の発行や、中小企業に対する休業補償の実施、中小企業の運転資金借入金返済に充てるための給付金制度の実施及びふっこう割事業を継続し、地域住民の生活支援を実施すること。

5 財政措置等について

- (1) 住民に対する緊急的な生活支援対策のため、税等の減免措置を行なう等、市町村が独自に行う取組に対して財政支援を講じること。
- (2) 納税の猶予制度の適用を受けた場合、納期限の経過分が滞納扱いとなり借入等が困難となることから、金融機関へ借入が可能となるよう働きかけるとともに、地方税の納付期限延長等の対策も講じること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び地域経済対策については、すべての地方公共団体にとって喫緊の課題であり、多大な財政負担となることから、対策に要する経費を補填する補助金や交付金の制度の創設等、地方自治体の実情を踏まえた財政措置を早急に講じること。
- (4) 特定警戒の都道府県として指定された地方自治体の財政負担に対しては、対象地域以外の地方自治体と区別し、それぞれの実情に応じたかつ重点的な財政措置を講じること。
- (5) 特別交付税の算定対象について幅広く算定すること。
- (6) 乳幼児健診について、集団健診の中止により個別健診とした場合における市町村の費用負担の増加分について財政支援を講じること。

- (7) 短期間での生活支援金の給付を実現するためには、感染防止（オンライン・郵送など非対面による申請受付）を図りながら申請者に寄り添った対応が必要であることから、休日・夜間対応を要した際の超過勤務手当について交付金等による財源を措置すること。

- (8) 売上高が減少した中小企業等に対する固定資産税等の減免措置について、その減免税額相当分を補填するとともに、当該減免措置に係るシステム改修費等の経費についても、財政措置を講じること。

- (9) 学校等で感染者が出た場合の校内消毒等、感染症対策に要した費用の助成を行うこと。また、新型コロナウイルス感染症に伴うキャンセルによる指定管理者等の減収分について財政支援を行うこと。

- (10) 緊急事態宣言に伴う各要請により発生した、保育所利用自粛に伴う保育料減免分及び学校給食費、学童保育所利用料に係る減収分などについて財政支援を講じること。また、今後、緊急財政対策の執行に付随する自治体の費用負担に対して十分な財政措置を行うこと。

6 その他

- (1) 市町村業務におけるバックオフィス及びテレワークの実施のためのガイドライン等を整備すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大・収束シナリオ及び経済予測（需給予測）について、時系列予測を3パターン（楽観、普通、悲観）程度示すこと。
- (3) 各種補助金を活用して行う「令和2年度事業予定の国庫補助事業」については、請負業者等の業務縮小や業務停止、予定資材の納入遅延、また、用地買収に伴う地権者との契約

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望について（令和2年4月22日）⑤

事務の遅延等により、予定していた事業が完了できないことが想定されることから、当該事業の遅延について特別な措置を講じること。また、令和3年度以降も引き続き影響がある場合は、見直し措置を講じること。

- (4) 生活支援金の支給にあたっては、適切かつ迅速に国からの直接給付により実施すること。また、この生活給付金だけでは生活が厳しい住民がいることから、当初案の生活支援臨時給付金(減収世帯への30万円の給付)についても引き続き検討すること。
- (5) 既存の制度(生活保護制度や生活困窮者自立支援制度等)で支援対象となっていない外国人留学生等を含む全ての住民に対して、金銭的な支援を含め、生活をするために必要な支援を行うこと。
- (6) 新型コロナウイルス感染症のPCR検査で、陽性とされた傷病者と接触のあった消防(救急)隊員に対して、傷病者が無症状であった場合でも優先的にPCR検査を実施すること。
- (7) 治療方法が確立されていない疾病である新型コロナウイルス感染症が爆発的な感染拡大となった場合を鑑み、市町村が行う地域住民の健康支援方法について、早急に「対応ガイドライン」を示すこと。
- (8) 県域を越えた行動自粛については、メッセージをより強く発信する必要があるため、あらゆるメディアを通じ継続的に要請を実施すること。

令和2年4月22日

様

千葉県市長会長 鎌ヶ谷市長 清水 聖士

千葉県町村会長 東庄町長 岩田 利雄

(緊急要望) 国民への注意喚起における「無症候性症例者」の周知について (令和2年4月24日) ①

船保総第1124号
令和2年4月24日

厚生労働大臣
加藤 勝信様

船橋市新型コロナウイルス対策本部
本部長 船橋市長 松戸 徹

(緊急要望)

国民への注意喚起における「無症候性症例者」の周知について

新型コロナウイルスから国民を守るために、日夜ご尽力いただいていることに深く感謝申し上げます。

非常事態宣言が全国に発令され、船橋市におきましても注意喚起と共に、独自のPCR検査の実施や医療崩壊を回避するための宿泊施設への軽症者受け入れ体制の構築等に努めているところで。

そうした中、外出の自粛要請が未だ徹底されていない状況があります。

これは、国民の新型コロナウイルスへの注意が高まっているものの、どの程度のリスク、危険性が日常生活空間の中に存在するのかが具体的に示されていないことが大きな要因の一つと考えられます。

現在、様々な報道においては「軽症者からうつる」という何らかの症状がある人を想定したものが多く、何ら症状がなく健康に見える陽性者いわゆる「無症候性症例者」が一定の率で存在し、これが感染源になる危険性について、国として積極的な周知がなされていないことが注意喚起を漠然としたものにしていく要因の一つになっていると思われます。

4月22日の専門家会議の提言でもこの件については言及されていませんが、5月の大型連休の結果が今後の新型コロナウイルス対策の行方を大きく左右することとなることから、国民の行動が大きな効果を得るものとするため提言いたします。

<無症候性症例者の実態のデータについて>

日本では、発症していない健康と思われる人のPCR検査が検査を除き実施されるケースがほとんどないために、無症候性症例者いわゆるサイレントキャリアがどの程度社会に存在するかは明確になっていません。

しかしながら、数少ない日本での事例の一つとして、ダイヤモンドプリンセス号で対象

者全員の一括PCR検査が行われ、その結果、陽性者の半数近くがサイレントキャリアであることが国から報告されました。また、海外からの帰国者に対する検疫検査でも高い確率でサイレントキャリアが確認されていることが日々報告されています。

アイスランドでは国民の約5%にあたる17,900人を対象としたPCR検査が行われ、陽性となった人の50%がサイレントキャリアであったという報告がなされています。(4月3日CNN)。この他にも、海外でのサイレントキャリアについての指摘は複数あり、最近では米国防空母で乗組員600人以上が陽性と判明し、その内60%が無症状であったと報道されていることはご承知のとおりです。

◎船橋市所管の「北総育成園」における無症候性症例者は陽性者全体の54.3%

船橋市が開設している障害者支援施設「北総育成園」で、3月28日に集団感染が確認されました。これに伴って行われた入所者、職員、職員の家族271人を対象とした一括PCR検査では陽性者115人が確認され、そのうち無症候のサイレントキャリアは63人で全体の54.7%となり、他の事例と比較してもその占める割合はほぼ一致しています。

当然、特定の条件下での検査であり、社会にそのまま置き換えることはできませんが、他のデータと照らし合わせても無症候性症例者が一定の割合で確認されている事実は、感染経路不明者の増加に対する要因となっている可能性は否定できず、国民に警鐘を鳴らす意味からも着目されるべきであると思います。

<国民の行動に結びつく危険を「実感」できる情報の周知を>

無症候性症例者について、現在のデータ量からは学術的に状況を示すことは難しいかもしれませんが、しかしながら、感染防止のために他の人との接触を極力減らすことが何よりも必要であると要請している今、効果を得る行動につなげるためには、一人でも多くの国民に自らが危険な状況にあることを実感できるデータを具体的に示すことが不可欠です。

日常生活空間の下で、健康そうに見える人でも感染源となる可能性がある陽性者が存在し、その割合は決して低いものではないことは示せると思います。

感染拡大を防ぐために、今、医療をはじめ、様々な分野の方たちが懸命に取り組んでくれています。各自自治体においてもそれぞれの地域での取り組みを続けています。そうした中、大きな効果を得られるか否かは国民一人一人の行動にかかっていることは言を俟ちません。

これからゴールデンウィークを迎え、人の移動、接触が懸念される中、国民が具体的に危機感を共有できるようにするために、社会の中の「無症候性症例者」の存在を明示し、だからこそ可能な限り人との接触を避けることが重要であることを国民に対して早急に周知していただくよう強く要望いたします。

(緊急要望) 国民への注意喚起における「無症候性症例者」の周知について (令和2年4月24日) ②

船保総第1124号
令和2年4月24日

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
座長 脇田 隆 字 様

船橋市新型コロナウイルス対策本部
本部長 船橋市長 松戸 徹

(緊急要望)

国民への注意喚起における「無症候性症例者」の周知について

新型コロナウイルスから国民を守るために、日夜ご尽力いただいていることに深く感謝申し上げます。

非常事態宣言が全国に発令され、船橋市におきましても注意喚起と共に、独自のPCR検査の実施や医療崩壊を回避するための宿泊施設への軽症者受け入れ体制の構築等に努めているところです。

そうした中、外出の自粛要請が未だ徹底されていない状況があります。

これは、国民の新型コロナウイルスへの注意が高まっているものの、どの程度のリスク、危険性が日常生活空間の中に存在するのかが具体的に示されていないことが大きな要因の一つと考えられます。

現在、様々な報道においては「軽症者からうつる」という何らかの症状がある人を想定したものが多く、何ら症状がなく健康に見える陽性者いわゆる「無症候性症例者」が一定の率で存在し、これが感染源になる危険性について、国として積極的な周知がなされていないことが注意喚起を漠然としたものにしていく要因の一つになっていると思われます。

4月22日の専門家会議の提言でもこの件については言及されていませんが、5月の大型連休の結果が今後の新型コロナウイルス対策の行方を大きく左右することとなることから、国民の行動が大きな効果を得るものとするため提言いたします。

<無症候性症例者の実態のデータについて>

日本では、発症していない健康と思われる人のPCR検査が検疫を除き実施されるケースがほとんどないために、無症候性症例者いわゆるサイレントキャリアがどの程度社会に存在するかは明確になっていません。

しかしながら、数少ない日本での事例の一つとして、ダイヤモンドプリンセス号で対象

者全員の一括PCR検査が行われ、その結果、陽性者の半数近くがサイレントキャリアであることが国から報告されました。また、海外からの帰国者に対する検疫検査でも高い確率でサイレントキャリアが確認されていることが日々報告されています。

アイスランドでは国民の約5%にあたる17,900人を対象としたPCR検査が行われ、陽性となった人の50%がサイレントキャリアであったという報告がなされています。(4月3日CNN)。この他にも、海外でのサイレントキャリアについての指摘は複数あり、最近では米国空母で乗組員600人以上が陽性と判明し、その内60%が無症状であったと報道されていることはご承知のとおりです。

◎船橋市所管の「北総育成園」における無症候性症例者は陽性者全体の54.3%

船橋市が開設している障害者支援施設「北総育成園」で、3月28日に集団感染が確認されました。これに伴って行われた入所者、職員、職員の家族271人を対象とした一括PCR検査では陽性者115人が確認され、そのうち無症候のサイレントキャリアは63人で全体の54.7%となり、他の事例と比較してもその占める割合はほぼ一致しています。

当然、特定の条件下での検査であり、社会にそのまま置き換えることはできませんが、他のデータと照らし合わせても無症候性症例者が一定の割合で確認されている事実は、感染経路不明者の増加に対する要因となっている可能性は否定できず、国民に警鐘を鳴らす意味からも着目されるべきであると思います。

<国民の行動に結びつく危険を「実感」できる情報の周知を>

無症候性症例者について、現在のデータ量からは学術的に状況を示すことは難しいかもしれませんが、しかしながら、感染防止のために他の人との接触を極力減らすことが何よりも必要であると要請している今、効果を得る行動につなげるためには、一人でも多くの国民に自らが危険な状況にあることを実感できるデータを具体的に示すことが不可欠です。

日常生活空間の下で、健康そうに見える人でも感染源となる可能性がある陽性者が存在し、その割合は決して低いものではないことは示せると思います。

感染拡大を防ぐために、今、医療をはじめ、様々な分野の方たちが懸命に取り組んでくれています。各自治体においてもそれぞれの地域での取り組みを続けています。そうした中、大きな効果を得られるか否かは国民一人一人の行動にかかっていることは言を俟ちません。

これからゴールデンウィークを迎え、人の移動、接触が懸念される中、国民が具体的に危機感を共有できるようにするために、社会の中の「無症候性症例者」の存在を明示し、だからこそ可能な限り人との接触を避けることが重要であることを周知することについて、専門家会議から国と報道機関に対して早急に提言していただけるよう強く要望いたします。

パチンコ店の信用保証対象業種への適用について（緊急要望）（令和2年4月24日）

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

船 商 第 595 号
令和2年4月24日

千葉県
船橋市長 松 戸 徹

パチンコ店の信用保証対象業種への適用について(緊急要望)

新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、国の緊急事態宣言が全国に発出されたことに先立ち7都府県に発出され、千葉県でも4月14日から国のガイドラインに沿った形で劇場や映画館、キャバレーやナイトクラブ、カラオケ、ネットカフェ、パチンコ店等に休業要請がありました。

船橋市においては、現在新型コロナウイルス感染者が100人に迫る勢いにあり、県の要請に基づき市内事業者の多くは営業時間の短縮や一時休業への協力を行っています。しかしながら、パチンコ店については大手チェーン店を除き、引き続き営業している状況にあり、他市、他県からも客が来場している状態であり、さらなる感染拡大を引き起こしかねない状況となっています。

このような状況の中でもパチンコ店が休業要請に従わず営業を継続している要因として、パチンコ店の多くは大手チェーン店を除けば中小零細企業であり、家賃や高額機械の維持費等の固定費が多いため、自転車操業のような厳しい経営状況にあるためです。

一方、要請に従い休業し資金繰りに支障をきたしたとしても、パチンコ店については信用保証対象業種から除外されており市町村の信用保証付き中小企業融資制度を利用することができません。

パチンコ営業に関して様々なご意見があることは重々承知しておりますが、パチンコ店で組織する遊技場協同組合では積極的に地域貢献を行い、地域社会の一員としての役割を果たしており、そのような業界に対して他の業種と同様の支援が必要と考えます。

国民の命を守るために営業自粛を徹底していただけるように、公的な金融支援が必要と考えますのでパチンコ店について信用保証対象業種への迅速な適用を緊急要望いたします。

経済産業副大臣 牧原 秀樹 殿

船 商 第 595 号
令和2年4月24日

千葉県
船橋市長 松 戸 徹

パチンコ店の信用保証対象業種への適用について(緊急要望)

新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、国の緊急事態宣言が全国に発出されたことに先立ち7都府県に発出され、千葉県でも4月14日から国のガイドラインに沿った形で劇場や映画館、キャバレーやナイトクラブ、カラオケ、ネットカフェ、パチンコ店等に休業要請がありました。

船橋市においては、現在新型コロナウイルス感染者が100人に迫る勢いにあり、県の要請に基づき市内事業者の多くは営業時間の短縮や一時休業への協力を行っています。しかしながら、パチンコ店については大手チェーン店を除き、引き続き営業している状況にあり、他市、他県からも客が来場している状態であり、さらなる感染拡大を引き起こしかねない状況となっています。

このような状況の中でもパチンコ店が休業要請に従わず営業を継続している要因として、パチンコ店の多くは大手チェーン店を除けば中小零細企業であり、家賃や高額機械の維持費等の固定費が多いため、自転車操業のような厳しい経営状況にあるためです。

一方、要請に従い休業し資金繰りに支障をきたしたとしても、パチンコ店については信用保証対象業種から除外されており市町村の信用保証付き中小企業融資制度を利用することができません。

パチンコ営業に関して様々なご意見があることは重々承知しておりますが、パチンコ店で組織する遊技場協同組合では積極的に地域貢献を行い、地域社会の一員としての役割を果たしており、そのような業界に対して他の業種と同様の支援が必要と考えます。

国民の命を守るために営業自粛を徹底していただけるように、公的な金融支援が必要と考えますのでパチンコ店について信用保証対象業種への迅速な適用を緊急要望いたします。

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要請（令和2年5月22日）

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要請

新型インフルエンザ等対策特別措置法による緊急事態宣言の対象区域について、国が東京都、北海道等の特例警戒都道府県を除く42府県を解除したことにより、多くの国民は感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る「新しい生活様式」の道を歩み始めた。しかしながら、新型コロナウイルス感染症が地方に残した爪痕は深刻であり、地域経済や住民の安全安心を円滑に取り戻すためには、依然として地方自治体のきめ細やかな支援が必要な状況である。

全国60市で2,233万人の住民を抱える中核市は、圏域の中核都市として近隣市町村を含めた保健・医療、経済・雇用、教育・文化等を推進する役割を担っており、新型コロナウイルス感染症という自然災害からいち早く復興することで、圏域全体の経済的な回復をけん引することが期待されている。実際に各中核市においては、厳しい財政状況の中でも地域の実情に応じた独自の支援を実施しており、近隣生活圏・経済圏の復興に向けて全力を上げて取り組んでいるところである。

一方で、国の緊急経済対策の中で示された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」（以下「臨時交付金」という。）は地方の復活に向けた重要な財源であるが、今後の回復フェーズを見据えた際に額が大きく不足している。

ついては、中核市が地域経済及び市民生活の回復に向けて実効性のある対策を速やかに推進するため、臨時交付金をはじめとする地方への財政的な支援について、第二次補正予算の編成に反映していただくよう強く要請する。

【重点項目1】新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項の規定に基づく外出自粛や、同法第24条第9項に基づく休業要請等に伴う措置として、国の支援措置とは別に、各自治体においては地域の実情に即した独自の給付金等を行っているところである。こうした取組の財源となる臨時交付金については、2020年度補正予算において1兆円が計上されているところであるが、緊急事態宣言期間の延長や住民ニーズの更なる高まり等により決定的に不足している。

臨時交付金の総額について、大幅に増額するとともに、収束後の消費の底上げ等を見据えた継続的な財政措置を行うこと。

加えて、新型コロナウイルス感染症という自然災害からの復興に対する

交付金という性質に鑑み、財政力にかかわらず地域経済及び市民生活の回復に必要な額を措置すること。

(2) 感染拡大防止や医療提供体制の整備には、保健所が大きな役割を果たすことを踏まえ、保健所設置自治体が感染拡大防止に必要な施策を確実に実施できるよう臨時交付金を重点的に配分すること。

(3) 自治体の趣向を凝らした取組の財源として幅広く充当を可能とするとともに、遡及適用や複数年度にわたる事業活用等、弾力性が高く柔軟で事務負担の少ない制度設計とすること。また、必要な資金を早期に交付するなど自治体における財源確保への対策を講ずること。

【重点項目2】地方における税収減に対する財政措置について

地域経済の停滞による税収減や、社会保障関係の義務的経費の増加により、地方財政は極めて厳しい状況に置かれている。地方の安定的な財政運営のため、令和2年度の税収減対策として、地方交付税の前倒し交付や地方債の利子補填、減収補填発行の対象税目拡充等、的確な財政措置を講ずること。

令和2年5月22日

中核市市長会

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要請（令和2年5月26日）①

新型コロナウイルス感染症対策 に関する緊急要請

中核市市長会
令和2年5月26日

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要請について

新型インフルエンザ等対策特別措置法による緊急事態宣言の対象区域について、国が全都道府県を解除したことにより、国民は感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る「新しい生活様式」の道を歩み始めた。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症が地方に残した爪痕は深刻であり、地域経済や住民の安全安心を円滑に取り戻すためには、依然として地方自治体のきめ細やかな支援が必要な状況である。

全国60市で2,233万人の住民を抱える中核市は、圏域の中核都市として近隣市町村を含めた保健・医療、経済・雇用、教育・文化等を推進する役割を担っており、次の感染症流行の波に備えるべく、医療提供体制の充実や保健所の体制強化が求められているほか、新型コロナウイルス感染症という自然災害からいち早く復興することで、圏域全体の経済的な回復をけん引することが期待されている。

実際に各中核市においては、地域の実情に応じた独自の支援を実施しており、地域の医療・保健提供体制の充実や近隣生活圏・経済圏の復興に向けて全力を上げて取り組んでいるところであるが、地域経済の停滞による税収減や社会保障関係の義務的経費の増加等により十分な財源が確保できず、非常に厳しい財政運営状況である。

一方で、例えば国の緊急経済対策の中で示された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」（以下「臨時交付金」という。）について今後のフェーズを見据えた際に額が大きく不足している等、地方への財政的、人的、制度的な支援は十分ではないと言える。

については、次の感染の波への備えとして医療提供体制や保健所の体制強化を図りつつ、中核市が地域経済及び市民生活の回復に向けて実効性のある対策を速やかに推進するため、主に令和2年度において緊急に対応が必要な項目について、国への要請事項をとりまとめた。

政府並びに関係機関においては、この趣旨を踏まえ、適切な措置を早急に講じられるようお願い申し上げます。

令和2年5月

中核市市長会

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要請（令和2年5月26日）②

提 言 目 次

1 地方財政への支援について 1～2ページ

- (1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について
- (2) 地方交付税等について

2 経済・雇用対策について 3～8ページ

- (1) 継続的な経済対策の実施について
- (2) 制度融資における信用保証料・利子補給への財政支援等について
- (3) 事業者の雇用支援について
- (4) 特定求職者雇用開発助成金について
- (5) 持続化給付金について
- (6) 事業者に対する家賃補助について
- (7) 水道料金等への財政支援について
- (8) 休業協力金について
- (9) 公共交通事業者・物流事業者に対する支援について
- (10) 農林漁業者に対する支援について
- (11) 給食事業者に対する支援について
- (12) 卸売市場に対する支援について
- (13) 文化芸術・スポーツに対する支援について
- (14) 公共施設の休止やイベントの中止等に対する財政支援について
- (15) 福祉施設・事業所に対する支援について
- (16) 観光事業者に対する支援について
- (17) 商業団体に対する支援について
- (18) プレミアム付商品券等に対する財政支援について
- (19) キャッシュレス推進施策の延長・拡充について
- (20) 各種支援の申請手続について
- (21) 外国人に対する支援について
- (22) 住居の確保について
- (23) 新規学卒者等の再就職支援について
- (24) 医療費の支援について

3 医療提供体制の確保、保健所の体制強化について 9～12ページ

- (1) 医療提供体制の総合的な調整について
- (2) 医療機関への人的支援について
- (3) 医療機関への財政支援について
- (4) 地方の医療・保健に対する財政支援について
- (5) 保健所の体制強化について

- (6) 保健所の対応方法等について
- (7) 衛生用品の確保について
- (8) 検査について

4 教育・子育てへの支援について 13～16ページ

- (1) ICT環境整備、GIGAスクール事業について
- (2) 給食等に対する支援について
- (3) 修学旅行に対する支援について
- (4) ひとり親・貧困世帯に対する支援について
- (5) その他、地方の教育・子育てに対する財政支援について
- (6) 衛生用品の確保について
- (7) 入試等について
- (8) 保育施設等従事者に対する支援について
- (9) 子ども・子育て支援交付金について
- (10) 預かり施設の確保について
- (11) 大学生に対する支援について

5 事業・事務の実施方法について 17～18ページ

- (1) デジタルトランスフォーメーションの推進について
- (2) 国勢調査の延期等について
- (3) 事業実施の考え方について
- (4) 事業・事務の延期等について

6 その他、地方に対する支援について 19～22ページ

- (1) 国民健康保険料等について
- (2) 入院医療等に要する経費について
- (3) 保育料の減収に対する財政措置について
- (4) 公共工事費用に対する支援について
- (5) 地域における感染拡大防止について
- (6) 避難所における感染症対策について
- (7) 福祉施設・事業所に対する支援について
- (8) 介護事業者に対する支援について
- (9) 生活インフラ事業者に対する支援について
- (10) 風評被害の抑制について
- (11) 聴覚障害者の意思疎通支援体制の強化について

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要請（令和2年5月26日）③

Ⅰ 地方財政への支援について

（1）新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について

ア 新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項の規定に基づく外出自粛や、同法第24条第9項に基づく休業要請等に伴う措置として、国の支援措置とは別に、各自治体においては地域の実情に即した独自の給付金等を行っているところである。こうした取組の財源となる臨時交付金については、2020年度補正予算において1兆円が計上されているところであるが、緊急事態宣言期間の延長や住民ニーズの更なる高まり等により決定的に不足している。

臨時交付金の総額について、大幅に増額するとともに、収束後の消費の底上げ等を見据えた継続的な財政措置を行うこと。

加えて、新型コロナウイルス感染症という自然災害からの復興に対する交付金という性質と地方における中核市の役割の大きさに鑑み、財政力にかかわらず地域経済及び市民生活の回復に必要な額を措置すること。

イ 感染拡大防止や医療提供体制の整備には、保健所が重要な役割を果たしており、人的にも財政的にも負担が大きくなっている。保健所設置自治体が必要な施策を確実に実施できるよう臨時交付金を重点的に配分すること。

ウ 自治体の趣向を凝らした取組や国庫補助事業の地方負担分の財源として幅広く充当を可能とするとともに、令和元年度から繰り越した事業への遡及適用や複数年度にわたる事業活用等、弾力性が高く柔軟で事務負担の少ない制度設計とすること。また、必要な資金を早期に交付する等自治体における財源確保への対策を講ずること。

（2）地方交付税等について

ア 今後、地域経済の停滞による税収減や、社会保障関係の義務的経費の増加により、地方財政は極めて厳しい状況に置かれることから、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額確保に向けて、地方における歳入歳出の状況を適切に見込み、十分な地方交付税を措置すること。更には、令和2年度の税収減対策として、地方交付税の前倒し交付や交付金の拡充、地方債の利子補填、減収補填債発行の対象税目拡充等、減収に対する的確な財政措置を講ずるとともに、交付等の基本スキームについて早期の情報共有を図ること。なお、新型コロナウイルス感染症への対応全般に関する財政措置は、不交付団体に多大な財政負担を強いることのないよう、交付税措置でなく地方創生臨時交付金等の制度で適切に措置すること。

イ 地方創生を目的とする「地方創生推進交付金」について、既採択事業のうち本年度分はコロナ禍により当初予定分の執行が困難なことから、来年度以降については、本年度の未執行分を上乗せし、補完する形で採択すること。

ウ 地方消費税交付金について、令和2年度地方財政計画で示された交付見込額からの減収分については、地方財政法第5条の特例債を認め、後年度における元利償還金については、100%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

エ 各省庁において、既に令和2年度の補助事業の内示等が行われているが、地方自治体は、新型コロナウイルス感染症の影響で様々な事業の再構築の必要があるため、内示済みの補助事業についても、事業の組み替え等の協議に柔軟に対応すること。

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要請（令和2年5月26日）④

2 経済・雇用対策について

(1) 継続的な経済対策の実施について

ア 新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策について、新規採用者の内定取消や解雇、従業員の大量解雇、企業倒産等、国内各事業者への影響が甚大かつ深刻となっている。国においても実効的かつ国民にとって活用しやすい経済・雇用対策を迅速に実施するとともに、これに留まることなく、感染症収束後においても、事業者の事業継続や雇用の維持を支援、落ち込んだ消費を喚起するための支援を実施すること。

イ 新型コロナウイルス感染症対策においては、科学的な見地に基づく現状分析について政府から明解に国民に説明し、その上で出口戦略等の政策判断を示すこと。

ウ 国が実施する支援策のうち、特別定額給付金のように地方自治体で事務を遂行するものについて、速やかに国民に必要な支援を届けるため、補正予算を成立させる前に自治体に向けて迅速かつ明確に補助スキームを示すとともに、事務手続の簡素化を図り事務負担を軽減すること。

(2) 制度融資における信用保証料・利子補給への財政支援等について

中核市が実施する制度融資についても都道府県同様に、借り手が負担すべき保証料及び一定期間の利子を国が支援すること。あわせて、新型コロナウイルス感染症対策として経営が逼迫する中小企業者が融資を受ける際の初期負担軽減を図るため、地方自治体が4月30日以前に緊急的に実施した信用保証料の助成や利子補給等の中小企業者支援の施策について財政措置を講ずること。また、未曾有の国難の折、従前どおりの信用保証料の算定を見直し、保証料率の適正な引き下げを行うこと。

(3) 事業者の雇用支援について

ア 新型コロナウイルス感染症の影響により、従業員の雇用を維持するため、やむを得ず休業させなければならない事業所が増加しているなか、国の「雇用調整助成金制度」は、手続等が複雑で支給までの時間がかかりすぎという課題があることから、添付資料の削減、社会保険労務士等の専門家への依頼費用の助成等、申請手続の負担軽減と支給事務の迅速化を図ること。

イ 企業負担分の軽減による雇用維持を目的に独自の上乗せ支援等を実施している地域もあることから、地域の要請に応じて取組に必要な情報提供等に積極的に協力すること。

ウ 雇用調整助成金の助成率及び上限額を引き上げるとともに、制度の対象外となっている事業者にも必要な支援がいきわたるよう、制度の要件緩和や拡充、新たな支援制

度の創設を図ること。

(4) 特定求職者雇用開発助成金について

現在、高齢者や障がい者等の就職困難者に限定されている「特定求職者雇用開発助成金」の対象労働者を拡大し、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い失業した労働者を引き続き雇い入れる事業者も助成対象とすること。

(5) 持続化給付金について

ア 「持続化給付金」について、国において申請支援相談窓口を更に充実させるとともに、国民に対し制度の内容や手続の周知を徹底すること。あわせて、事業者に迅速に支援がいきわたるよう手続の簡素化を図ること。

イ 新規創業者で前年の売上と比較できない場合や、事業収入の減少が基準に満たない場合でも資金繰りに窮している事業者等があることから、給付対象要件の拡充を検討するとともに、緊急事態宣言解除後も中小企業・小規模事業者等にとっては先行きの見えない状況が続くため、継続的な給付を検討すること。

(6) 事業者に対する家賃補助について

休業等営業自粛や外出自粛要請により、売上が大幅に減少した事業者の事業の継続性を確保するため、家賃等の固定経費に対する中長期的な支援や支払猶予に係る法整備を講ずること。

(7) 水道料金等への財政支援について

新型コロナウイルス感染症対策として行う水道料金及び下水道使用料の減免に伴う財政負担について、市民生活や事業活動の維持は国の責務であるという観点から、国費での財政措置を講ずること。

(8) 休業協力金について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置により、事業者施設の使用停止や施設の営業時間の短縮による休業の協力要請をした場合の「感染拡大防止協力金」については、事業者の事業継続を支援する重要なものであることから、地域間格差が無いよう、国の責任において財源を保障すること。

(9) 公共交通事業者・物流事業者に対する支援について

ア 外出自粛の要請に伴い、公共交通機関利用者は著しく減少しており、早期に収束したとしても需要の回復までには相当な時間を要することが考えられ、特に経営基盤

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要請（令和2年5月26日）⑤

の弱いバス事業者やタクシー事業者においては収支状況の悪化により今後の事業の継続や路線の維持が困難になる状況が懸念される。国民の生活を支える重要な移動手段である公共交通を維持するため、民間事業者・公営事業者を問わず、公共交通事業者に対しより一層の支援策を積極的に講ずること。

イ 世界的な物流機能の停滞により、物流関係機関についても事業継続に影響が生じている。国民生活や経済活動を根幹的に支える物流機能を維持確保するため、物流関係事業者への支援策を早急かつ積極的に講ずること。

（10）農林漁業者に対する支援について

ア 新型コロナウイルス感染症の影響で外食等が自粛されたことにより、ブランド魚介類や和牛をはじめとする農畜産物等の消費が落ち込んでいる。漁業者は自主的に漁獲規制しているが、このような減収に対して補填するシステムを創出すること。

イ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴うイベント等自粛の影響で、花きの需要が冷え込み、価格低下を招いていることで、農家経営に重大な影響が及んでいる。花き生産者の安定的な市場出荷・販路の拡大を支援し、経営状況を改善させるため、輸送費等の支援策を積極的に講ずること。

（11）給食事業者に対する支援について

ア 学校給食の休止により納入できなくなったパン・ごはんの提供委託事業者や農畜産物及びその加工品の取扱事業者に対する補償を行うこと。

イ 学校給食に関して、給食物資の供給並びに給食調理業務を受託している事業者について、学校の臨時休業に伴い売り上げが激減している一方、給食再開に向けた従業員の雇用継続に伴う人件費等の負担が増加し、経営を圧迫する危機的な状況が見受けられることから、学校給食を安定して提供するために、これらの事業者に対して必要な財政措置を講ずること。

（12）卸売市場に対する支援について

卸売市場は住民への食料の安定供給に重要な役割を担っており、卸・仲卸事業者は大幅な売上減となっても業務継続を図る必要があることから、公設市場においても民間の賃料と同様に卸・仲卸事業者へ施設使用料支払いの助成を行うとともに、法人税の減免等の税制上の措置を講ずること。

（13）文化芸術・スポーツに対する支援について

ア イベント等の開催自粛により、休業や公演を中止した芸術家及び文化芸術活動に携わる中小事業者等に対し、雇用の維持と劇場における文化活動の継続を支援するため、

休業中の損失補償制度を迅速に創設するとともに、再開後も当面の間、イベント主催者に向けて必要な財政措置を行うこと。加えて、演劇・音楽等の様々な興行が成り立つよう、事業活動やイベント等の自粛・再開の明確な基準や施設の柔軟な運用方法を示すこと。

イ 地域に根差したプロスポーツチームが安心してプロスポーツを再開できるよう、関係するプロスポーツ協会等に対して必要な財政措置を講ずること。

（14）公共施設の休止やイベントの中止等に対する財政支援について

新型コロナウイルス感染症の拡大による公共施設の休止やイベントの中止等によって、指定管理者等の事業収入の減少や従業員の賃金補填、イベント主催者への返金等が発生した場合、これに伴う地方自治体の負担については、適切な財政措置を講ずること。

（15）福祉施設・事業所に対する支援について

ア 介護保険及び障がい福祉サービスにおける通所・短期入所サービス等、利用自粛等による減収が生じている福祉施設・事業所に対する経済的な支援策を講ずること。

イ 新型コロナウイルス感染症の終息が未だ見込めない状況の中、福祉施設・事業所の職員が発熱等で自宅待機となった場合でも、高齢者や障がい者には安定的に福祉サービスを提供することが求められている。福祉施設・事業所が、高齢者や障がい者等へ安定的なサービスを提供できるよう、人材確保に係る財源措置を講ずるとともに、終息後も雇用を維持できるような対策を講ずること。

（16）観光事業者に対する支援について

ア 新型コロナウイルス感染症の拡大による国内外の観光客の大幅な減少により、観光・宿泊・飲食・交通関連事業者への影響は甚大なものとなっており、既に多くの事業者は経営の危機に瀕している。このような観光業、旅業等に対し、雇用を守り経済を継続するための減収補填策等の対策として、既に実施している持続化給付金等の支援策に加え、観光関連事業者への新たな支援や市独自の支援策への財政支援を講ずること。

収束後においては、今後予定されているGoToキャンペーン事業のほか、これまでにない大胆な復興割や高速道路料金の減額等をはじめとした観光の需要喚起策を講ずること。あわせて、観光基盤の整備、大規模な海外プロモーション等、経済活動回復のための十分な支援策を人口・財政規模等による差異を設けることなく全国一律で行うこと。

イ 新型コロナウイルス感染症の影響で東北の観光復興対策事業が実施できない状態

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要請（令和2年5月26日）⑥

となっているため、令和2年度が最終年度となっている「東北観光復興対策交付金」の期限を延長すること。

（17）商業団体に対する支援について

商業団体が行う、集客促進、需要喚起、商業団体の体質強化に効果のあるイベント等取組に要する経費を助成する事業、商業団体の情報発信、マーケティング調査・分析費等の地域商業活性化事業に対し全額の補助を行うとともに、商店街等の公衆衛生向上のための取組や業種・施設の種別ごとに作成したガイドラインに沿った自主的な感染防止のための取組に対し財政措置を行うこと。

（18）プレミアム付商品券等に対する財政支援について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小・小規模事業者の支援と、感染収束後の地域経済活動の回復に向け、地域での消費需要を喚起するプレミアム付商品券の発行等の事業について、改めて必要な財政措置を講ずること。

（19）キャッシュレス推進施策の延長・拡充について

2019年10月1日から2020年6月30日までの期間で実施している中小・小規模事業者向けのキャッシュレス導入支援等事業について、市民への消費喚起策として期間延長を行うこと。対象店舗でキャッシュレス決済を行った方に対し実施しているポイント還元については、消費喚起を促すために現行の5%から10%に引き上げること。また、キャッシュレス決済端末の導入を促すために、店側の決済手数料については、実質2.17%以下から引き下げること。

（20）各種支援の申請手続について

ア 補助金、融資等、失業認定手続等の各種支援手続について、円滑な支援の実現と早期の認定、補助金・助成金の支給を実現するため、添付書類の省略等、更なる申請手続の簡略化を図るとともに、郵送申請の拡充、電子申請の導入等を進めること。

イ 特に電子申請については、申請時における感染拡大防止効果も高いことから、全国一律の申請書を用いて国がオンライン申請フォームを構築する、非対面型によるオンライン申請システム「Jグランツ」及び「GビズID」の基礎自治体の利用を進める等の措置を講ずること。

ウ 国による新たな経済対策等については、事業者からの総合的な相談に対応するため、国が十分に回線を確保した上で各種施策を総合的・包括的に案内できるコールセンターを設ける等、省庁横断的な施策を紹介するガイダンスを行うこと。

（21）外国人に対する支援について

ア 今後、非正規雇用や派遣等、脆弱な雇用環境下に置かれている外国人の雇用環境が急速に悪化することが懸念されることから、脆弱な雇用環境下に置かれている外国人の雇用環境改善に資する施策を実施すること。

イ その他の支援施策実施にあっても、外国人住民に配慮し、説明資料及び申請書等を日本語の公表と同時に多言語化するとともに、多言語での相談体制を構築すること。加えて、自治体による外国人向け一元的相談窓口の整備、運営のみならず自治体福祉部局や産業部局、危機管理部局等における多言語対応に対しても財政的支援を行うこと。

（22）住居の確保について

ア 新型コロナウイルスの感染拡大の影響による解雇や雇止めにより、住宅の退去を余儀なくされる市民に対し緊急入居用として公営住宅を確保・提供するにあたり、国の財政上の措置を講ずること。

イ 緊急経済対策により支給要件が緩和された「住居確保給付金」及びその支給や自立支援にかかる自立相談業務に要する経費についても、自治体に費用負担が発生しないよう、全額国費で負担すること。

ウ 公的賃貸住宅家賃対策調整補助金のうち、家賃低廉化に係る補助について、増額分を同一入居者への国費補助の総額（240万円）の枠外とすること。

（23）新規卒業者等の再就職支援について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、内定取消を受けた新規卒業者等に向けて自治体が行う再就職支援事業等に対し財政措置を講ずること。

（24）医療費の支援について

新型コロナウイルス感染症陽性患者の濃厚接触者と判断され、保健所からの要請を受けてPCR検査を受けることとなった対象者の医療費について、国が補助を行うこと。

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要請（令和2年5月26日）⑦

3 医療提供体制の確保、保健所の体制強化について

(1) 医療提供体制の総合的な調整について

医療崩壊を起こさないことを最優先として対策に当たるとともに、国民に対し、正確かつ分かりやすい情報提供に努めること。地域ごとに偏在性のある医療提供体制については、国・都道府県が一体となって強い指導力のもと、総合的に調整を図ること。

(2) 医療機関への人的支援について

感染症患者への適切かつ安定的な医療提供体制を確保するため、医療機関において医療従事者に一定程度罹患者が発生した場合や感染症患者を受け入れる医療機関に常勤の呼吸器内科専門医がいなかった場合等において、医師や看護師等を派遣する仕組みを構築する等、人的支援体制を整備すること。

また、感染拡大地域では、一時医療崩壊を招く状況まで逼迫していたことから、第2波に備え、さらなる対応医療機関（入院病床）の確保と、都道府県の垣根を超えた医師・看護師等医療スタッフの派遣を国が指導し医療提供体制を確保すること

(3) 医療機関への財政支援について

ア 新型コロナウイルス感染症入院患者の入院を受け入れた協力医療機関や指定医療機関では、一般病床稼働率の急速な低下による入院診療収益の減少のほか、外来診療制限、市民の受診控え等により医療収益全体が大きく圧迫されていることが、全日本病院協会等が実施した4月の利益率に関する調査からも明らかとなっている。収入が減少した協力医療機関・指定医療機関に対し前年同月の病床稼働率との差等から算出した減収分の補填をする等、経営を安定化させるための財政支援を図ること。

また、高齢者等は軽症であっても医療機関で入院加療を行うこととされており、感染症患者の増加によっては一般病床での患者の受け入れをする場合には、院内感染防止等の観点から大きな負担が生じることが見込まれることから、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた場合における診療報酬上の臨時的な取扱について対象範囲を拡大させること。

ＤＰＣ導入病院において、医師の判断により保険診療で実施したPCR検査の費用について、出来高による算定又は行政検査扱いによる公費負担とすること。

イ 空床確保に対する補助の拡充として、新型コロナウイルス感染症対策に係る病床確保の支援の基準額単価（上限@16,000円×空床期間日数）が実態とは大きくかけ離れたものとなっている。5月13日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ&A（第1版）」共通事項の問5で、補助上限額を超える部分について臨時交付金の対象と回答しているが、臨時交付金は地方が地域の実情に応じて

きめ細やかに必要な事業を実施するための財源であり、緊急包括支援交付金の基準額単価の設定そのものを抜本的に見直すこと。

また、病床単位で新たに陽性患者の受入を行う病院については、院内感染を防ぐため、少なからず空床を設ける必要がある。「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ&A（第1版）」新型コロナウイルス感染症対策事業の問13において、新型コロナウイルス感染症患者等が入院することができない使用されていない病床については、病床確保の対象とならないと回答しているが、これらの病床についても空床補償の対象とすること。

また、必要な医療従事者を確保するため、一般の入院患者の受け入れを制限し、やむを得ず空床となっている病床についても相当の補償を講ずること。

あわせて、通常医療を提供している病床から感染症患者の受入病床へ転換するにあたり、患者の転院等、相当の人手と日数を費やすことから、それらの準備段階の収益減についても減収分の補填をすること。

地域医療構想を感染症対策の観点から見直すとともに、必要な感染症病床等の整備に対する助成制度を創設すること。また、平時における感染症病床の柔軟な運用を認めるとともに、その維持について国の財源で手当する等支援策を検討すること。

ウ 新型コロナウイルス感染症患者等の受入に当たり、患者や他の医療従事者の安全を確保するため、医療従事者が着用する防護具の調達、入念な清掃や消毒作業、感染症患者との動線を分けるための施設改修等、通常よりも経費が発生しており、経営に多大な支障を及ぼすことから、当該費用をすべて補填すること。

エ 新型コロナウイルス感染症への感染の危険にさらされながら患者対応を行う病院、宿泊施設及びこれらの施設への搬送に従事する職員に対する特殊勤務手当等を含む人件費や、感染拡大防止のために厳格な基準に基づいて自宅待機とした職員の人件費に対する補助制度を創設すること。

今回の新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当等の支給に要する経費については、地方公共団体の病院事業会計及び一般会計の財政運営に支障が生じないよう、国において必要な財政措置を講ずること。

「帰国者・接触者外来の増加策及び対応能力向上策について」（令和2年4月15日付け事務連絡）や都道府県の要請に応じて設置した、いわゆる地域外来・検査センター、ドライブスルー方式による外来診療等について、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条第1項の要請に基づくものとして、特措法第62条及び第63条の補償の対象とすること。

(4) 地方の医療・保健に対する財政支援について

ア 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について、保健所設置自治体である中核市が感染拡大防止に必要な施策を主体的かつ迅速に実施できるよう、中核市を直接交付の対象とすること。

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要請（令和2年5月26日）⑧

また、医療崩壊と感染拡大防止に必要な施策を確実に実施できるよう保健所設置自治体に対し重点的に配分するとともに、既に着手済みの事業も対象とする等、交付対象事業の要件を緩和すること。加えて特別交付税措置を含め、地方自治体における資金繰りへの対策を講ずること。

イ 現在、医療現場の逼迫が深刻な状況になっており、都道府県では症状別病床の役割分担等の医療提供体制の確保に努めているところであるが、国においても医療提供体制の確保について、都道府県に対する支援を実施すること。

ウ 無症状者や軽症者への対応について、家庭内等での感染拡大や医療体制の崩壊を防ぐため、速やかに宿泊施設等の受入体制を整備できるよう早急に所要の財源措置を講ずること。

（5）保健所の体制強化について

ア 新型コロナウイルス感染症の患者の増加に対応するため、PCR検査に特化した施設の設置や帰国者・接触者相談センターの人員体制の強化、検体輸送業務の民間委託化等、保健所の体制の更なる強化に必要な財政的支援を行うとともに、国においても電話相談窓口を拡充する等必要な支援を実施すること。

イ 保健所の体制強化に当たり特に専門職である保健師の確保が喫緊の課題となっていることから、国においては、保健所業務の外部委託先の確保等について健診関係団体等との連携強化を図り、より実効性のある人的支援を行うとともに、外部委託を実効的に進めるため、国や都道府県における一括契約や仕様書、契約書案を提示する等、外部委託に係る事務軽減を図ること。

（6）保健所の対応方法等について

ア 新型コロナウイルス感染症の確定患者となった者について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条の規定に基づき、入院勧告を行っているが、勧告に従わない者に対する入院措置に関して具体的な方法を明記したものが無いため、ガイドラインや通知等により示すこと。また、入院勧告等における事務処理について、全国共通の見解を示し、具体的な事務処理方法を通知すること。

イ 保健所が実施する帰国者への健康観察等を円滑に実施できるよう、検疫所は、収集した情報を迅速に保健所へ通知するとともに、帰国者に制度の趣旨を十分説明すること。

（7）衛生用品の確保について

ア 保健所や医療機関、地域外来・検査センター等における医療物資については、感染防御等に必要なサージカルマスク、N95 マスク、保護メガネ、フェイスシールド、

タイベック防護服、サージカルガウン等のほか、手指消毒エタノール等が必要不可欠である。現状では、オーバーシュートやクラスター発生時に医療提供体制を維持していく上で、すべての保健所や医療機関等において、これらの医療物資が十分にあるとは言えない状況にある。国においては、確保した数量及び配分先等について情報を開示したうえで、必要数の提供と安定的な生産・供給体制の確立を早急に実現すること。

イ 感染拡大に起因して流通状況が不安定となっている手術用の医療材料について、医療現場の感染防止対策を徹底した上で安定的かつ計画的な医療提供が可能となるよう、常に概ね3か月先までの必要数量が確保（供給）できる体制を構築すること。

ウ マスクや消毒液、非接触型体温計等の感染拡大防止資材については、災害時の避難所となる施設、老人福祉施設、介護施設、障がい者福祉施設、保護施設、生活困窮者一時宿泊施設、地域包括支援センター、自立相談支援機関、児童福祉施設、学校施設、放課後児童クラブ、インフラ維持の担い手及び緊急搬送を担う救急隊等に対して、国の責任において早急に必要数量を調達し配布する等、供給体制を強化すること。

（8）検査について

ア 新型コロナウイルス感染症の患者及び疑い患者等のPCR検査を確実かつ速やかに実施するため、各都道府県の衛生研究所や保健所設置市及び民間検査機関の検査体制の充実、都道府県の枠にとどまらない広域的・総合的な検査体制を構築すること。

イ 感染が疑われる方に対して確実にPCR検査を実施するため、不足している検査試薬、検査機器等の生産・供給が円滑に進むよう国において体制整備を進めるとともに、地方への財政支援の拡充を講ずること。

ウ 新たに開発される検査機器、試薬の認可について、薬事承認や保険適用の迅速な対応を図ること。また、より精度を高めた「抗原検査キット」を早急に開発、普及すること。

エ 無症状者の罹患状況や抗体保有状況等を把握し、集団免疫の評価等に資するほか、PCR検査を補完する検査として診断に活用できるよう、抗体検査の実施体制を早急に整えること。

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要請（令和2年5月26日）⑨

4 教育・子育てへの支援について

(1) ICT環境整備、GIGAスクール事業について

ア 児童生徒への端末の貸与、学校及び家庭でのネットワーク環境の確保、授業動画等の作成及び配信を可能にするシステムの整備等、児童生徒の遠隔での学習を保障するため、必要な財政措置を講ずること。また、ICTを活用し自宅に居ながら学べる環境等の実現を目指すため、GIGAスクール構想により整備する学習者用端末についてLTE通信に対応する端末等を導入できるよう、端末整備に係る十分な補助単価の設定をするほか、運用に事実上必要となるLTE通信（モバイルルータを含む）利用に係る月額使用料、端末機器の初期設定費、保守管理、更新、学習用及び授業支援のソフトウェアライセンスやソフト保守、指導者用端末の購入、校内通信ネットワークの保守管理の費用、家庭の通信回線使用料等を含む各種経費についても財政措置の対象とする等、補助制度の拡充を図ること。

イ 高速かつ安定したネットワークを担保するため、現状支援の対象外となっている学校から外にあるインターネット回線の増強及びそれに係る回線使用料の増加に対しても、国庫支出金による財政措置を講ずること。

ウ 財政措置に関しては、複数年の執行を可能にする制度設計とすること。特に、既に着手している整備事業に対する財政的支援については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い資材の調達が全国的に困難になる等当該整備事業の進捗に支障を来していることから、繰越を認める等の特例的措置を講ずること。

エ 新型コロナウイルス感染症の拡大は、サプライチェーンにも影響を与えており、端末を始めとした情報通信機器が市場から枯渇するとともに、発注から納入までの期間が通常よりも時間を要するような状況となっている。自治体において必要な端末を着実に確保できるよう、国が全国の要望を取りまとめて民間事業者と調整を行うとともに、1人1台端末の納入完了予定日の後ろ倒しを可能にする等、整備完了時期について、柔軟に対応すること。

(2) 給食等に対する支援について

ア 令和2年4月以降、学校設置者の独自の判断により、新型コロナウイルス感染症対策として学校保健安全法第20条に基づく臨時休業を行い、学校給食を休止する場合においても、学校給食費の返還等事業を補助対象とするとともに、地方自治体が独自に学校給食費の無償化等、学校給食費の支援事業を実施している場合においても、休止した学校給食費等に相当する経費について、引き続き補助の対象とし、全額を負担すること。

イ 児童・生徒の居場所確保のための「昼食」提供支援事業について、令和2年（2020

年）3月2日に遡り、補助制度を創設すること。

(3) 修学旅行に対する支援について

ア 新型コロナウイルス感染症の影響による修学旅行の中止や延期に伴い発生する費用への支援が国において示されたが、その内容はキャンセル料が中心となっている。修学旅行実施に向け、実施時期や行先等の計画変更においても新たな費用が発生することがあるため、財政的支援策を充実させること。

イ 緊急事態宣言の期間延長に伴い、支援の対象となる期間を延長するとともに、修学旅行同様に宿泊を伴う学校行事等へ対象を拡大すること。

(4) ひとり親・貧困世帯に対する支援について

ア 新型コロナウイルス感染症の影響による学校等の休校に伴い、家庭での養育が余儀なくされている状況である。特にひとり親家庭においては、就労と養育の両立に困難を抱え、経済的影響を受けやすいと考えられることから、今後の経済状況や雇用状況を踏まえた継続的な経済的支援を行うこと。

イ 児童扶養手当等を受給する世帯に対し、自治体が独自に世帯ごと又は児童の人数に応じた上乗せ給付金を支給しているが、自治体間の格差も生じていることから全国一律の経済的支援を行うこと。国による支援を実施する場合、市民に対しスムーズかつ効果的な支給が行えるよう、児童扶養手当制度の運用実態を踏まえた支援制度とすること。

ウ 新型コロナウイルス感染症の影響による休業、失業等により、児童扶養手当の受給世帯と同程度まで所得が減少し、生活に困窮している子育て世帯に対しても経済的支援を行うこと。

(5) その他、地方の教育・子育てに対する財政支援について

ア 臨時休業中及び学校再開後の児童生徒の心のケアのためスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、不登校防止のための支援員の拡充に必要な人的・財政的措置の拡充及び創設を行うこと。

イ 国庫補助（10/10）である特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業（令和2年3月13日付 障発0313第5号）について、4月以降も3月同様に継続的に実施をすること。

ウ DV被害の増加に対応できるよう、市におけるDV被害者や同伴児童等への支援にあたって連携・協働が不可欠な、地域の民間活動団体の機能強化を図るため、国において財政的支援策を講ずること。

エ 臨時休業中の特別支援教育支援員、学校図書館支援員等に関して、働く場の確保を

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要請（令和2年5月26日）⑩

行うことによる人件費の増額について、財政措置の拡充を行うこと。

オ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための活動自粛や休業要請等によって、家計急変による就学援助の認定数の増加等が見込まれることから、各自治体が単独で実施している準要保護者に係る支援についても十分な財政措置を講じ、国庫補助対象とすること。

（6）衛生用品の確保について

ア 消毒液、非接触型体温計については、学校施設等での調達に関する国庫補助はあるものの、一部省庁で実施しているような優先調達の仕組みがなく、学校施設、放課後児童クラブ、図書館や博物館、公民館、青少年教育施設等の社会教育施設、屋外運動場等の社会体育施設等においては入手困難な状況が続いていることから、これらの施設に対し、消毒液、非接触型体温計を必要な数量を速やかに配布できるようにするため、省庁統一して優先調達ができるような仕組みを構築すること。

イ 母子保健事業について、「母子保健事業等の実施に係る新型コロナウイルスへの対応について」（令和2年4月10日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課・母子保健課）及び「子どもの見守り強化アクションプランの実施について」（4月27日付け同局長）において、定期的な電話・訪問等での把握を求められているが、エタノールやマスクの入手が困難な状況が続いているため、それらの各自治体への供給保障を行うこと。

（7）入試等について

新型コロナウイルス感染症対策としての臨時休校期間が学校によって異なることから、中学入試、高校入試を受験する児童生徒に不利益が生じることがないように、実施すべき学習内容の削減並びに次年度以降の回復措置及び入試の出題範囲や評価（学習、スポーツ、その他特色ある活動等）に対し、国としての方針を明確に示すこと。

（8）保育施設等従事者に対する支援について

緊急事態宣言の期間においても、保育所、放課後児童クラブ等は休業することなく業務を行っている。そのような状況の中、感染リスクを抱えながら日々業務にあたっている保育施設等従事者（保育士・看護師・管理栄養士・指導員等）の負担は計り知れず、加えて全国的な保育の人手不足も懸念されることから、保育施設等従事者を対象とした特別手当等の制度を新設すること。

（9）子ども・子育て支援交付金について

子ども・子育て支援交付金の新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置分について、令和元年度に引き続き、国の負担割合を10分の10とすること。

また、「一時預かり事業」、「病児保育事業」実施施設等においては、利用児童数激減により、補助金額が大幅に減額となり、運営が成り立たないことが想定される。については、新型コロナウイルスの感染防止のための利用自粛による利用実績ではなく、当初計画していた人数で算定した補助基準額にする、過去3か年度の平均値を使用することを可能にする等、柔軟な対応を講ずること。なお、前述の内容に係る取扱いについては、あらかじめ通知やFAQ等を発出し、明確に示すこと。

（10）預かり施設の確保について

新型コロナウイルス感染症拡大への対応として、養護が必要な子どもや障害のある子ども等を預かる施設が受入自粛や受入時間短縮を行っており、保護者に大きな負担がかかっているため、養護が必要な子どもや障害のある子ども等の預かり施設を確保・拡充すること。また、両親が患者として入院した場合等、子どもが濃厚接触者であっても適切に保護できるよう、受入体制を整備する取組に対して支援すること。

（11）大学生に対する支援について

ア 新型コロナウイルス感染症の影響により、親の収入または学生本人のアルバイト収入が減少し、大学等に在籍し生活を続けることに支障をきたしている。

国においては、高等教育の就学支援新制度及び貸与型奨学金で家計急変対応をとってきたほか、新たに学生支援緊急給付金給付事業を創設されたが、学生支援緊急給付金給付事業では、各大学等に対象学生の推薦枠が設けられる等、全ての希望する学生に経済的支援がいきわたらない恐れがある。については、各大学等に配分する推薦枠を撤廃する等、全ての困窮している大学生等に対して、確実に支援を行うとともに、必要な財源は国において確保すること。

イ 大学生等からの修学の継続等に関する相談について、各大学等において対応がなされているが、国の就学支援新制度や新たに創設された学生支援緊急給付金給付事業の申請受付等によって、十分に学生の相談に応じられない状況が想定されることから、国においても修学の継続等に関する相談窓口を設置すること。

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要請（令和2年5月26日）⑪

5 事業・事務の実施方法について

(1) デジタルトランスフォーメーションの推進について

- ア 情報通信技術の活用により自治体業務におけるデジタルトランスフォーメーションを推進し、行政手続の完全オンライン化や職員のテレワークの実現を目指すこと。また、自治体が推進するにあたり、財政的及び技術的支援を行うこと。
- イ WEB会議をパブリッククラウドで使用できるようにし、自治体においてはLGWAN経由で、業者等においてはインターネット経由でWEB会議ができる仕組みを早急に構築すること。もしくは、WEB会議のサービスについて、LGWAN-ASPへの参入を国から各業者に強く働きかけること。

(2) 国勢調査の延期等について

- ア 新型コロナウイルス感染症の終息が見通せず、第2波への懸念もある中で、調査員となることに不安を感じる市民が多く、成り手不足が深刻な自治体もある。令和2年国勢調査について、各市町村が万全の調査体制を確保できるよう各種支援策を講ずるとともに、各市町村の実情に応じ調査票配布や提出・報告期限等調査期間の延長を可能とすること。
- イ 国勢調査を行う手法について、調査を介した新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大を防止するため、調査員を介さない郵送、オンライン回答等、安全な調査方法を検討するとともに、調査方法の変更によって各市に新たな経費が生じる場合は必要な財政的支援を講ずること。また、国勢調査が安全かつ円滑に実施できるようガイドライン等を整備し、国勢調査の重要性、採用した調査方法等の安全性について国民から理解を得られるよう、早い段階から、様々な媒体を活用して国民に周知すること。

(3) 事業実施の考え方について

- ア 各市において延期・中止している健康増進法に基づく健康診査等の各種健診・がん検診・保健指導の健康増進事業や、母子保健法に定める集団で実施する健康診査について、実施の可否を判断する統一的な基準を定めること。また、事業実施の際の感染予防対策について、遵守事項を詳細に記したガイドラインを作成すること。
- イ 保健事業における長期的な感染拡大防止対策を実施するにあたり、その対策に係る詳細な情報を提供するとともに、体制整備に係る人的支援をはじめ、資機材等の物的支援及び財政的支援を講ずること。
- ウ 新型コロナウイルス感染症に関する事務における、個人情報の取扱い（支援事業における個人情報の目的外利用や外部提供等の可否・感染症予防法の観点からの市民へ

(4) 事業・事務の延期等について

- ア 社会福祉施設の指導監査に係る周期等を定める施行令・国通知等の取扱いの変更について、早期に周知すること。
- イ 法令によって策定が定められている障害福祉計画・障害児福祉計画の策定スケジュールについて、1年程度延長する等の措置を可能とすること。また、国の基本指針の見直しで示された成果目標及び活動指標について、新型コロナウイルス感染症の影響を加味したものに見直すこと。
- ウ 介護保険法では、3年ごとに、3年を1期とする計画の策定が義務付けられており、計画に基づき、介護保険料が設定される。来年度からが次期計画期間となるが、現在の新型コロナウイルスの状況を踏まえ、今年度中の策定が困難な自治体においては今期の計画の期間を1年延長する等の措置を可能とすることや、次期計画を策定した場合にも介護保険料を据え置ける財政措置や、新型コロナウイルスの影響により収入が減少した者に対する保険料軽減措置を強化する等、市民生活に影響の出ないような対策を講ずること。

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要請（令和2年5月26日）⑫

6 その他、地方に対する支援について

(1) 国民健康保険料等について

ア 国民健康保険において、新型コロナウイルス感染症に感染する等した被保険者に対する傷病手当金については、同感染症の国内感染拡大を受けた緊急対応として、国が財政支援を行うものであるが、支給対象を被用者に限定している。しかしながら、自営業者やフリーランス等、様々な就業形態の被保険者においても休みやすい環境を整備することが必要であることから、国において支給基準を示し、財政支援の対象を拡大すること。

イ 国民健康保険については自営業者等の加入者が多いことで、今年度は徴収猶予や収納率の悪化等により、来年度は所得減少に伴う徴収すべき保険料（税）自体の減少により、国民健康保険料（税）の収納額の不足が懸念されることから、収納不足を補填し、国民健康保険財政の安定化を図るために交付金・貸付金制度の充実を図ること。

ウ 保険者努力支援制度における評価指標の一つである、特定健診・特定保健指導の実施率について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び医療確保のための事業自粛に伴う影響を考慮した評価とすること。

エ 令和2年4月9日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の減免に対する財政支援について」において保険料減免への財政支援が示されたところであるが、当該被保険者が介護保険サービスの利用者である場合に、利用料の支払いにも困窮することが想定されることから、介護保険法第50条、第60条等に基づく利用者負担等の減免を実施する場合の財政支援について所要の措置を図ること。

(2) 入院医療等に要する経費について

市が負担する、新型コロナウイルス感染症患者の入院医療に要する経費及び新型コロナウイルスへの感染の有無を確認するための検査に係る経費について、その全額を国庫により負担すること。

(3) 保育料の減収に対する財政措置について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、保育所、放課後児童クラブ等において、市からの登園自粛要請により、保護者が家庭保育に協力した場合の保育料減額分に係る市の歳入減については、国が全額財政措置を講ずること。

(4) 公共工事費用に対する支援について

新型コロナウイルス感染症の影響による、公共工事受注者からの工事の一時中止の申し出について、受注者の協議の上実施する工期の見直しやこれに伴い必要となる請負代金額の変更、受注者による感染防止対策に必要な費用等について、自治体の負担が大きいため、国において国庫補助や臨時交付金の十分な財政措置を講ずること。

(5) 地域における感染拡大防止について

ア 新型コロナウイルス感染症の影響により、自治体における衛生用品の使用頻度は格段に増加している。地域における感染症等の拡大を防止し、新しい生活様式を実践するため、マスク・手指用アルコール消毒剤・アルコール除菌剤・使い捨て手袋等、ウイルス感染防止に不可欠な物品について、市場への安定的な供給の確保を図るよう更にメーカーに対して支援を行うこと。

イ 検疫法による検疫を終え入港した外国籍クルーズ船内で感染症のクラスターが発生した場合の対応については、市中で発生したケースと同様、第一義的には入港した都市の管轄の保健所が対応するものとされている。しかし、大型クルーズ船における集団感染にはマンパワーに限られる地域の保健所では対応できないことが懸念される。また、多国籍の乗員についての様々なオペレーションに関する交渉や調整、クラスター調査等についても国の支援が必要となることから、国の主導のもと対応することを明記した法整備を行うこと。

(6) 避難所における感染症対策について

避難所における新型コロナウイルス感染症等の拡大防止策に十分な衛生環境の確保のためのマスク、手指消毒薬、体温計をはじめとする物資の配備について、必要な財源を恒久的に制度化すること。また、新型コロナウイルス感染症等の拡大防止策として、「三密」空間となることを避ける宿泊施設等を活用した避難所についても財政的な措置を講ずること。

(7) 福祉施設・事業所に対する支援について

ア 消毒液のみならず、マスク、ガウンや非接触型体温計等の新型コロナウイルス感染症拡大防止にあたって必要な資器材については、障害者福祉施設等に従事する職員等に対して必要数を速やかに配布できるよう、国において供給体制の確保に継続的に取り組むこと。また、これらの資器材の必要量の調査にあたっては、都道府県のみならず、福祉施設・事業所の指定権者たる中核市等へも確実に情報が行き渡るよう配慮すること。

イ 社会福祉施設等で感染者が発生し濃厚接触者となる職員の代替職員が確保できな

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要請（令和2年5月26日）⑬

かった場合でも、入所者の安全・安心が確保できるよう、代替職員を派遣調整できる仕組みを構築するとともに、応援体制の構築に取り組む事業者への支援を行うこと。

（８）介護事業者に対する支援について

介護サービスの継続支援について高齢者やその家族の生活を維持するために、十分な感染防止対策を前提とし、介護サービスが継続されるよう、以下のとおり必要な措置を講ずること。

ア 要介護・要支援者が新型コロナウイルスに感染したことにより、必要な介護サービスを受けることが困難となった場合は、自宅での療養の継続が困難な場合もあることから、無症状又は軽症等については、介護の機能を持った無症状及び軽症者の宿泊療養のための宿泊施設を設置し、優先的に当該施設で受け入れるようにすること。

イ 介護施設等の施設・居住系サービスにおいて集団感染（クラスター）が発生した場合にもサービスの継続に必要な人員体制が維持されるよう、令和2年度国補正予算「社会福祉施設等の介護職員等の確保支援」の実施主体である都道府県に対し制度の活用を積極的に促すとともに、その他の専門職の派遣についても速やかに実施すること。

ウ 要介護・要支援者の同居家族等が新型コロナウイルスに感染していることが明らかとなった際は、重篤化のリスクが高い濃厚接触者の要介護者等に対し介護を行うことは困難である。残された要介護者等が生活を維持できるよう、適切な介護サービスが提供されるよう対策を講ずること。また、要介護・要支援者が濃厚接触者に該当した際は、14日間の自宅待機を待たずに優先的にPCR検査を受けさせることが可能となるよう、検査体制へのより一層の人的・財政的支援を行うこと。

エ 濃厚接触者等に介護サービスを提供するためには、担当職員を他の利用者と分ける必要があることから、他のサービス利用者との調整も必要となる。調整にかかる費用や、場合によっては他の利用者を断ることにより失われる通常の収入について、臨時的な介護報酬の取扱いに加えて、早急に必要な財政的支援を行うこと。

オ 介護現場で働く職員のメンタルヘルス対策の相談窓口を拡充し、幅広く周知すること。

カ 新型コロナウイルス感染防止対策を徹底した上で、利用者等の生活に欠かせない介護サービスの継続的な提供に尽力している介護職員に対し、特別手当等を支給する等、処遇の改善を図ること。

（９）生活インフラ事業者に対する支援について

生活インフラ（水道・下水道、廃棄物処理関連）を支える事業者について、確実に防護服やマスク等がいきわたるよう、国の主導のもと必要な物品の確保を行うこと。

（10）風評被害の抑制について

新型コロナウイルス感染症の対応を行う医療機関、廃棄物処理事業者等については適切に業務を行っているにもかかわらず不当な扱いを受ける等、風評被害に苦しむケースが見受けられることから、これらの風評被害を最小限に抑えるため、関係省庁において広報の強化を図ること。

（11）聴覚障がい者の意思疎通支援体制の強化について

遠隔手話サービス等を利用した聴覚障がい者の意思疎通支援体制の強化事業について、都道府県が積極的に進められるよう強く促すとともに、希望する市町村については実施主体となるよう制度の拡充、支援の強化を図ること。

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望（令和2年8月27日）①

新型コロナウイルス感染症対策に 関する緊急要望

令和2年8月27日

千葉県市長会
千葉県町村会

新型コロナウイルス感染症に関する緊急要望

現下の新型コロナウイルス感染症は、千葉県においては感染者数が2,800人を超え、県内の市町村では、住民が安心して暮らせる日常を取り戻すため、全力で対策に取り組んでいるが、未だにその収束は見えていない。

病院や福祉施設、学校など様々な施設でクラスターが発生し、また、家庭内感染の増加、さらには感染経路不明者の割合も高くなっている。

「新しい生活様式」や「業種別ガイドライン」の実践により、感染拡大防止と社会経済活動を両立させていくための取組が重要となっている。

医療機関等では、PCR検査が必要な者がより迅速かつ円滑に検査が受けられるよう検査体制の強化を図っていく必要があるが、感染者の増加とともに、保健所や医療機関の負荷は高まっており、医療検査体制の維持にかかる人的・物的・財政的な課題が顕在化している。

このような中、今後の更なる感染拡大防止と社会経済活動を両立させていくためには、県（国）と市町村が十分連携して、様々な課題に積極的かつ早急に取り組んでいく必要がある。

については、下記の事項について、早急に措置するよう強く要望する。

記

1 情報共有・連携等について

- (1) 感染者情報等の迅速な提供について
市町村が的確及び迅速に感染拡大防止に対処するため、感染拡大防止対策につながる詳細な情報（全ての感染者、

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望（令和2年8月27日）②

濃厚接触者の行動歴、学校・保育所等の所属、市町村別の陽性率や検査人数等）や医療等提供状況（ホテルや病院の稼働率なども含めた医療体制の逼迫度）について情報共有を行うこと。特に、市内勤務で市外在住の場合には、市町村が把握できないため、感染者の勤務先所在地について情報提供を行うこと。

（2）市町村単位での感染者状況の公表について

発災時における「災害」と「感染症」のふたつの難を避けるための「在宅避難」については、市町村の感染者（自宅療養者等）状況を伝えることで、その重要性や必要性の理解を深めることができる。については、災害時における在宅避難の重要性や必要性を発信するため、市町村単位での感染者状況（自宅療養者数等）を公表すること。

（3）新型コロナウイルス感染症患者の移送体制に係る消防と保健所との連携について

新型コロナウイルス感染症患者の移送については、保健所の業務であるが、感染者数の増加に伴い、消防が対応する事例が増えている。保健所の移送体制の構築には時間がかかっており、また、休日や夜間の連絡体制についても同様の状況である。このため、現場の滞在時間が延長し、患者の負担となっている状況等を解決するため、保健所を中心とする患者移送体制を至急構築すること。

（4）新型コロナウイルス感染症対策に関する人権擁護及び情報管理について

① 感染者への不必要な情報（特に学校の児童生徒）や憶測による噂が広まること等により、感染者や家族に対する不要な詮索や差別が生じ、感染症に係る善意の申出を潜伏又は遅延させ、疫学調査等の必要な対応を阻害している。そのため、特に職業等の個人の特定に繋がる内容の公表については、十分に精査すること。

② 県と保健所設置市で公表する情報に差異が生じているため、十分連携しながら公表内容を統一すること。また、保健所設置市が公表する情報において「調査中」の案件については、その続報が判明した場合、保健所未設置の市町村にも可能な範囲で即座に情報提供すること。

（5）臨時医療施設の設置について

臨時医療施設の開設により、設置する市の救急医療等に影響を及ぼす恐れがあるため、準備段階から当該市と十分に調整を図ること。

（6）テレビ会議の実施について

新型コロナウイルスに万全な対策を取るため、市町村長が内容を正確に把握できるよう対話による情報交換も必要となる。については、国及び県が実施する新型コロナウイルス感染症対策について、県と市町村が、迅速でより緊密な情報共有を図るため、市町村長とのテレビ会議を実施すること。

2 医療・介護サービス提供体制の拡充等について （PCR検査の拡充、病院への財政支援、保健師の確保等）

【PCR検査の拡充】

（1）PCR検査体制の充実について

① 感染の拡大を防止し、住民の安心に資するよう、検査対象要件及び検査体制の拡充を図り、検査対象者を拡大すること。また、行政検査の対象でない者が検査を受ける場合、検査費用を軽減する措置を講じること。

② 検査を必要としている者が速やかに受けられるよう「地域外来・検査センター」を設置し、検査体制の確保や強化を図るための人的・財政的支援を講じること。また、検査可能な医療機関について、周知を図ること。

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望（令和2年8月27日）③

- ③ 感染者が増加した際の迅速な対応や行政検査対象者の拡大に備えて、十分な人数の職員を確保するなど、保健所の体制強化を図ること。
- ④ 高齢者等、重症化リスクの高い者と接する高齢者福祉施設等の職員が優先的に検査を受けられるよう、検査体制を整備すること。

【医療提供体制の強化】

- (2) 医療提供体制の充実について
医療提供体制を確保するため、市町村と十分連携しながら、病床確保を進めるとともに、医師・看護師・保健師等の医療従事者を確保すること。
- (3) 宿泊療養施設等の確保について
無症状や軽症者を受け入れる宿泊療養施設等の確保については、県内各地域において、それぞれ地域の実情を踏まえた必要数を確保すること。
- (4) 自宅療養の財政負担について
宿泊施設以外、自宅での療養を開始する場合についても患者の健康観察や配食サービス等の市町村に人的・財政的な負担が生じることのないようにすること。
- (5) 要支援者が感染した際の対応強化について
要支援者（障害者、認知症患者、精神疾患患者、妊産婦、新生児、小児、透析患者、要介護者等）が感染した際の受入先の確保が困難であるため、医療体制の整備を進めること。また、要支援者の家族が陽性となった場合の要支援者の受入先の調整や人材の派遣などについて各市町村の支援をすること。

【医療機関等への財政支援】

- (6) 医療機関等への財政支援について
県、医療圏、市町村の連携のもとに、地域の医療提供体制の維持確保・強化を図るため、医療機関等への財政支援の拡充を図ること。また、感染への懸念から、利用控えが原因で減収となった介護サービス事業者や歯科医院を含む医療機関等の経営持続化のため、減収分に対する補償も合わせた支援を図ること及び感染症患者受入れのための空床確保に伴う空床補償の更なる拡充を図ること。
- (7) 疑い患者への対応強化と財政支援について
疑い患者受入協力医療機関について、本県はいまだに同医療機関の指定がされていない。感染拡大防止の観点から様々な対応が求められる中で、必ず隔離が必要であることから「疑い患者専用病床」を確保しているにも関わらず、補助金は対象外となっている。また、陽性患者の有無に関らず多くの医療機関で業務負担は増加し、外来、入院ともに収益は減少している。については、病床確保が減収拡大の要因とならぬよう、同医療機関の指定を早期に行うとともに、減収分に対する財政措置を講じること。
- (8) PCR検査の検体採取業務に対する費用支弁スキームの構築について
医療機関が保健所から依頼されて行うPCR検査の検体採取業務については、防護服の着脱や環境の消毒等を要することから、心理的・時間的な負担と医療資材に係る経費が生じているが、その検体採取業務に係る費用は支払われていない。通常の医療提供と並行して対応している医療機関への支援として、特に、PCR検査の検体採取業務については、負担に見合う費用を支弁するスキームを至急構築すること。

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望（令和2年8月27日）④

【医療提供体制その他】

- (9) 感染症対策DMATの派遣について
社会福祉施設や公立小中学校等のクラスターに対応するため感染症対策DMATを派遣すること。
- (10) 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業について
「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」について、県内の感染者が増加している状況を踏まえ、給付の対象となる勤務の期間を延長し、7月1日以降の日についても対象とするとともに、都道府県からの役割設定の有無に関わらず、同じ業務に従事する医療従事者等への給付金額を平等にすること。
- (11) 医療資材の安定供給について
- ① 住民を守るために必要となる衛生資材は、必要な時期に、必要な量を適正な価格で取得可能となるよう、需要と供給のバランスを総合的に管理し、物資不足が生じないようにすること。
 - ② 消防機関において必要となる医療資材（N95マスク、防護服、手袋、人工鼻及びエタノール等）の確保が難しいことから、現在、医療機関優先となっている資材の供給について、消防機関も優先的に確保できるよう措置を講じること。
 - ③ 医療機関において不足している医療資材（アイソレーションガウンやマスク等）の生産・安定供給について、メーカーや卸売業者等に適切な生産・供給を働きかけ、必要な資材の安定供給に万全を期すこと。また、医療機関における院内感染を防止するための医療資器材の安定供給にも対応すること。

- (12) 高齢者施設及び障害者施設でのクラスター発生に伴う職員の人材確保について
高齢者施設及び障害者施設でクラスターが発生した場合、施設利用者や職員に多大な影響を及ぼし、各施設でのサービスの低下が懸念される。施設でのサービスを維持するため、各事業所間の連携を図ることや、県施設協会等と連携し協力支援体制を構築するなど、職員の人材確保ができるよう県が主体的な役割を果たすこと。

3 地域経済に対する支援等について

- (1) 企業支援の継続及び生産性向上に向けた取組の強化について
- ① 新型コロナウイルス感染症による県内経済への影響や長期化を踏まえ、今後の企業における事業の継続などにつなげるため、既存の支援制度の延長や新たな支援策を講じるなど、県内企業のニーズへの確に対応し、県内経済への打撃を最小限とするため、千葉県中小企業再建支援金の延長など、県内における継続的・機動的な支援策を講じること。
 - ② 経済の活力を支える雇用面においては、経済活動の停滞により多大な影響が生じることが懸念されるため、人材不足の業種への転職や業界・業種間の円滑な人材移行を促進する職業訓練の拡充など、雇用機会の創出につながる新たな対策を講じること。
 - ③ ウイズコロナ、アフターコロナ時代を見据え、感染防止を契機とした社会変革を一気に加速させるよう、テレワークなど新たな働き方の導入による生産性向上・働き方改革の定着を図るため、ITインフラへの投資促進など企業におけるICT環境構築を強く後押しする支援策の創設や支援の拡充を行うこと。

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望（令和2年8月27日）⑤

(2) 中小企業等に対する支援について

雇用調整助成金等の国が実施する事業者支援措置について、期間を延長すること及び支援の拡充を行うよう国に対し働きかけること。

(3) 継続的な経済対策の実施について

新型コロナウイルス感染症の拡大と長期化に伴う地域経済の悪化や経済活動の縮小等により、影響を受けている事業者等の事業継続のため、継続的に経済対策を実施するよう国に対し働きかけること。

4 自治体の体制強化、財政支援等について (市町村への財政支援等)

(1) 地方税の減収を補うための財政支援について

① 地域経済を回復させるため市町村が独自に実施する事業に対し、財政支援を行うよう国に対し働きかけること。

② 今後の更なる感染拡大により新たな財政需要が生じる場合には、迅速に事業が実施できるよう十分に財政支援を行うこと。

(2) 減収に対する財源措置等について

新型コロナウイルス感染症により、かつてない大幅な減収が見込まれるため、令和3年度以降の安定的な財政基盤及び財源確保に関し、次の事項について措置を講じるよう国に対し働きかけること。

① 地方税収の大幅な減少による財源不足に対し、財力に関わらず特別交付税等で補填するなどの財源措置を講じること。

② 財源確保のため、更なる減収補填の措置や減収補填債の対象の税目について、地方消費税等を含めるなどの拡充をすること。

③ 減収補填債の算出方法について、令和元年度の実績額を基準として比較するよう、算出方法を見直すこと。

④ 税収不足を補うため、市町村が後年度に負担を残さない財政支援をすること。

(3) 地方財源の充実強化について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することが見込まれ、これにより減収等により財政運営が益々厳しくなることから、公平な財政支援策を講じるため、自治体の実情に配慮した交付税措置の見直しをするよう国に対し働きかけること。

(4) 一般財源総額の確保について

令和3年度以降も税収が大幅に減収となることが予想されるため、安定的な財政運営に必要となる地方交付税などの一般財源総額を確保するよう国に対し働きかけること。

(5) 緊急包括支援交付金の活用に係る実施計画の早期決定について

高齢者施設及び障害者施設でのクラスター発生に伴う職員不足を回避するための「人材確保」・「応援派遣に関する体制の構築」等について、具体的な取組指針が国から示されたが、これらの取組の財源となる緊急包括支援交付金の交付対象者は都道府県であり、同交付金の活用については、県の実施計画に計上するものを交付対象とするため、県の予算化や事業化の遅延により市町村の対応が滞らないよう至急決定すること。

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望（令和2年8月27日）⑥

(6) 地方自治体への更なる財政支援等について

緊急経済対策として国から交付されている地方創生臨時交付金について、次の事項について措置を講じるよう国に対し働きかけること。

- ① 同交付金の算定に当たっては、自治体の財政力によることなく、自治体の人口や感染状況等の合理的な基準により算定すること。
- ② 感染症対応の長期化が想定されることから、今年度以降も地方創生臨時交付金等の交付による切れ目のない財政支援を実施すること。
- ③ 地域経済は予断を許さない状況のなか落ち込みの立て直しを図るため、新型コロナウイルス感染症拡大防止策や経済活動の回復も考慮し、地方創生臨時交付金を増額すること。

5 その他

(1) 警察との連携について

- ① 繁華街における新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、警察の繁華街パトロール活動等と連携を図り、接待を伴う飲食店などに対し、感染の拡大防止に向けた取組の徹底を呼びかけるなど対策を講じること。
- ② 県内の運転免許センターにおいては、免許更新等で多数の来場者があるため、新型コロナウイルス感染防止対策の一環として、抜本的な混雑防止対策を講じるとともに、講じた対策について、各自治体に対して速やかに情報提供を行うこと。

(2) 外国人留学生等への支援について

外国人留学生は、生活費を自分で賄っていることが多いが、感染症の影響で経営が悪化した就労先から十分な説明

を受けなく休職を強いられた留学生も数多くいる。帰国が困難な滞在者等については、在留期限等の規制が緩和されているものの、生活費を支援する公的制度がないことから、困窮に瀕している留学生等に対し生活費の支援を講じること。

令和2年8月27日

千葉県知事 森田 健作 様

千葉市長会長 鎌ヶ谷市長 清水 聖士

千葉県町村会長 東庄町長 岩田 利雄

プール方式による検査手法の導入にかかる緊急要望（令和2年12月8日）

船保総第 2278 号
令和 2 年 12 月 8 日

厚生労働大臣
田村 憲久 様

船橋市新型コロナウイルス対策本部
本部長 船橋市長 松戸 徹

プール方式による検査手法の導入にかかる緊急要望

日頃より新型コロナウイルス感染症対策にご尽力いただき、感謝申し上げます。
新型コロナウイルス感染症については、第3波の到来との指摘もあり、現在、感染者が急増しています。船橋市においても、現下の状況に対応すべく、様々な取り組みを行っております。

中でも特に重要視しているのは、重症化しやすい高齢者や基礎疾患を持つ人の命を守るための対策です。そのためには、高齢者や障害者の入所施設においてクラスター等を防ぐことが重要であり、外部からウイルスを持ち込ませないよう、従事する職員の定期的な PCR 検査が不可欠であると考えています。

しかし、船橋市の場合、介護保険施設で5,300人、障害者施設で1,000人を超える従事者があり、一人一人を2週間に一度、定期的に検査することは、財政的にも物理的にもできない状況にあります。

つきましては、介護保険施設等の従事者に対しスクリーニング検査を現実的に実施するため、複数人をまとめて検査するプール方式を検査手法として認めていただくことが最善であると考え、至急対応いただくよう、以下のとおり要望いたします。

記

- 施設の安全確保に向けたスクリーニングのために複数人をまとめたPCR検査を認めること
- 同費用については行政検査と同じ取り扱いとすること

新型コロナウイルスワクチン接種に関する緊急要請（令和3年2月5日）①

新型コロナウイルスワクチン接種に関する 緊急要請

令和3年2月5日
中核市市長会

新型コロナウイルスワクチン接種に関する緊急要請

新型コロナウイルスワクチン（以下「ワクチン」という。）の接種については、改正予防接種法に基づき、全国民を対象に順次実施することとされている。ワクチンの接種は新型コロナウイルス感染症の収束に向け大きな意味を持つものであり、その迅速かつ確実な遂行に対し、保健所機能を有する中核市が果たす役割・責任は非常に大きいものと考えている。

一方、全国60市で2, 233万人の住民を抱える中核市においてワクチンの接種体制を確立するに当たっては、ワクチン接種に関する具体的な情報と、多様な地域特性を踏まえた接種スキームを構築するための十分な支援が必要である。

これまで各都道府県と綿密な連携を図りながら万全に実施してきた新型コロナウイルス感染症対策と同様に、国民へのワクチン接種についても安全かつ円滑に実施できるよう、下記に掲げる事項に対し、国の手厚い支援を要請する。

記

Ⅰ ワクチン接種に要する経費等に対する財政措置の拡充について

(1) ワクチン接種に必要な費用について、とりわけ人口規模が大きく広域な中核市においては膨大な事務作業及び多様な経費が必要となり、実際の費用との大きな乖離が想定されることから、全国一律で負担金単価を引き上げること。

(2) 負担金を超える部分に対する補助金について、広範な市域と多くの人口を有する中核市における必要経費は、国が示す上限額を大きく上回る事が想定される。今般、国における第三次補正予算の成立に伴い、補助金の上限額が一定拡大されたところであるが、各自治体が早期に接種体制の構築を行う中で負担の生じることがないよう、引き続き全額国費による財政措置を講ずること。

新型コロナウイルスワクチン接種に関する緊急要請（令和3年2月5日）②

2 ワクチンの接種体制の確保について

(1) 各自治体において円滑にワクチンの接種体制を構築するため、ワクチンの供給量や供給時期、モデルスケジュール、必要な様式等について、迅速かつ詳細に自治体へ情報提供すること。特に、ワクチンの供給量や供給時期等に変更があった場合は、速やかに自治体へ情報提供すること。

ワクチン接種の有効性、安全性、アナフィラキシーショック発生時の対応方法等、ワクチン接種に関する具体的事項についても、自治体が関係機関等と情報共有することが出来るようなガイドライン等を示すこと。

(2) ワクチン接種の実施に当たり、市町村・医療機関の過大な負担とならないよう配慮するとともに、必要な備品（ファイザー製ワクチンの希釈用シリンジや針等）は国が調達し配送すること。

(3) 自治体がワクチンの接種体制を確立するためには、医療機関等との連携が不可欠であることから、通常診療に影響が出ないよう、衛生用品の安定供給や新たに発生する経費の負担等、医療機関等に対し最大限の支援を行うこと。また、医療機関が集団接種に医師、看護師を派遣した際に、派遣元医療機関の通常診療に影響が出来ることから、協力金等による財政支援を講ずること。

(4) ワクチンの接種体制構築について、これまで各自治体が医師会等と構築してきた体制を活用するため、現在示されている体制を基本としつつも、自治体の実情等にあった柔軟な体制を認めること。また、接種の方法についても、地域の実情等に合わせて接種順位を決められるようにする等、弾力的な運用を認めること。

(5) 現在、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」により看護師の医療機関への派遣は禁止されている。各自治体が自ら設ける会場で集団接種方式によるワクチン接種事業を実施する場合、当該会場については診療所開設の届出を行うため、必要な看護師を確保するためには、派遣によらず自治体が直接雇用する必要がある。雇用形態が限定されることにより自治体における接種体制の確立に支障が出ていることから、医師の下で従事する場合等、特定の条件の下において、派遣

による看護師でも医療行為が行えるよう、特別な措置を行うこと。

また、医療人材の確保に当たり、非常勤の看護師等の勤務時間が増え、所得税法上の扶養控除を受けられなくなることが一つの障壁になっている。ワクチン接種に従事する者に対する租税特別措置法を至急整備する等により、医療従事者の経済的不利益が生じないように配慮すること。

(6) 中核市における保健所は保健所機能と本庁機能を兼ね備えており、ワクチンの接種体制構築や各種感染症の拡大防止に加え、行政サービスの提供も実施している。未だ新型コロナウイルス感染症の収束が見込まれず、対策の長期化が懸念される中、改めて保健所の体制・機能強化を図るよう、国において人材育成、体制整備の考え方や財政支援など更なる支援を行うこと。

3 ワクチン接種の推進に向けた環境整備について

(1) ワクチン接種を推進するに当たり、一人一人が個人の責任で接種の判断ができるよう、国民に対しワクチンの有効性及び安全性、副反応のリスクなど、接種に関する十分な情報の提供や、ワクチン接種にかかる制度の啓発に取り組むこと。

一方、接種率の公表は各自治体が自主的に判断して行うものであり、国として公表する場合は、自治体間の競争を誘発し、風評被害や住民に対する偏見を助長することがないように、国全体や都道府県単位での公表とするなど、十分配慮すること。

また、接種は本人の健康状態など様々な事情を勘案し、個人で判断されるものであることから、接種を受けないことで日常生活において不利益を被らないよう、広報・周知を行うこと。

(2) 多忙な職種においても確実にワクチン接種を受けられるよう、国として「新型コロナワクチン接種休暇」のような特別休暇の付与を産業界へ要請する等の環境整備を進めること。

新型コロナウイルスワクチン接種に関する緊急要請（令和3年2月5日）③

4 ワクチン接種に係るシステムの運用について

ワクチン接種円滑化システム（V-SYS）やマイナンバー連携による個人の接種記録管理システムに関して、更に詳細な情報提供を行うと共に、各自治体が構築を進めている予約受付システムとの連携をとれる仕様とする等、運用において自治体の新たな負担が生じないよう配慮すること。また、システムの運用や入力業務などの事務的な業務については、医師会の事務局等が一元的に実施することを可能とする等、医療機関等の負担軽減を図ること。

令和3年2月5日

中核市市長会

緊急事態宣言地域外も含めたすべての地域の飲食店や関連事業者に対する支援に係る緊急要望

(令和3年3月26日)

緊急事態宣言地域外も含めたすべての地域の飲食店や関連事業者に対する支援に係る緊急要望

年末年始の新型コロナウイルス感染症の急拡大を受けて、1月から11都府県において緊急事態宣言が発出され、感染拡大の起点とされる飲食店に対して営業時間短縮要請が行われた。こうした取組の結果、国民や事業者の協力もあり、2月7日をもって栃木県、2月28日をもって6府県、3月21日には残る1都3県についても緊急事態宣言が解除されたが、一方で、新型コロナウイルスの変異株が広がりを見せるなど、予断を許さない状況が続いている。

国は、営業時間短縮要請を行い、地域の事業者に協力金を支出する都道府県に対し、協力要請推進枠として地方創生臨時交付金を追加配分しているが、緊急事態宣言の対象地域とそれ以外の地域ではその金額に差がある。また、営業時間短縮要請によらず、感染拡大防止に取り組んでいた地域においては、売上げが減少しているにもかかわらず、協力金に相当する支援が受けられていない。

緊急事態宣言地域のみならず、全国において国民、事業者、行政が連携し感染拡大を抑え込む努力を行ってきた中で、地域によって得られる支援に差がある現状となっている。国においては、緊急事態宣言地域外も含めたすべての地域の事業者に対して、実効性のある支援策を講ずるべきである。

については、下記について、緊急に要望する。

記

1. 緊急事態宣言の有無に関わらず危機的な状況にある地域の飲食店や関連事業者に対して、下記により速やかに支援すること。
 - ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金において緊急事態宣言地域外となっていた飲食店や関連事業者においても活用できる新たな特別枠を創設すること。
 - ・一時支援金について、緊急事態宣言地域内の飲食店との取引等の要件撤廃も含め、営業時間短縮要請を受けていない飲食店や観光・宿泊・交通も含めた関連事業者を幅広く支給対象とすること。また、支給額の上限引上げや売上げ要件の緩和等を行うとともに、不要不急の外出・移動の自粛による影響に係る要件については、弾力的かつ柔軟な運用を図ること。
 - ・持続化給付金及び家賃支援給付金の再度の支給を行うこと。加えて、持続化給付金とは別に、飲食店等を対象とした事業規模に応じた給付制度を創設すること。
2. 感染の再拡大は、既に危機的な状況に置かれている飲食店や関連事業者にとっては致命的となるため、特に警戒しなければならない。新型コロナウイルスの封じ込めに向け、今後も積極的疫学調査や変異株の確認を含めたPCR検査の着実な実施など、国を挙げた体制整備等に取り組むこと。

令和3年3月26日

中核市市長会

新型コロナウイルスの感染再拡大防止に関する緊急要望について（令和3年4月13日）①

要 望 書

令和3年4月13日

京葉広域行政連絡協議会

新型コロナウイルスの感染再拡大防止に関する緊急要望について

京葉3市は、東京都と近接し、通勤や通学などの生活や経済活動に伴う往来が活発であるという地域特性から、これまで高い危機感を持ち各市独自の感染症対策に取り組むとともに、県に対し地域の実情に応じた柔軟な対応を求めてきたところで

す。しかし、緊急事態宣言解除後、国を挙げて感染再拡大防止対策を講じている中、東京都では感染の再拡大の懸念や変異株の拡大が報じられており、特に、変異株については、子どもへの感染拡大の恐れや、30代から50代も重症化する傾向が指摘されていることから、さらなる対応の強化が求められます。

また、京葉3市の地域では新規感染者が急激に増加する兆しが見られており、こうした中、市民の命と健康を守り、地域経済への影響を最小にとどめながら、様々な課題に対応するためには、県を含めた広域的な連携をより密に図り、積極的かつ早急な対応が求められるところです。

については、下記の事項への対応について緊急要望いたします。

記

- (1) 県が行う新型コロナウイルスの感染防止等に係る各種対策については、県内全域で一律の実施とするのみならず、地域や自治体ごとの実情や特性に応じた柔軟な対応を図ること。併せて、地域単位での新規感染者の感染経路、重症度や変異株感染の状況、医療提供体制への影響など各自自治体が活用できる情報を迅速かつもれなく共有すること。(市川市、浦安市)
- (2) 感染者数は先の緊急事態宣言期間を上回ることが懸念されるため、県において、病床や宿泊療養施設の確保、自宅療養者への対応など、医療提供体制の整備を強化するとともに、迅速かつ的確な入院調整等を行うこと。また、PCR検査については、高齢者施設、病院、学校、保育所等で感染者が発生した場合には、引き続き利用者および施設の関係者に対する積極的なPCR検査を行うとともに、変異株に係る検査の拡大に向けて検査体制の強化を図ること。(市川市、浦安市)
- (3) 新型コロナウイルスワクチンは、感染症対策の大きな切り札であることから、配分に当たり、高齢者人口の比率のみならず、感染者数の状況などを考慮して行うこと。
また、国に対して、より一層のワクチンの確保と共に、自治体の接種計画が円滑に進むよう、自治体ごとの納品数や日程などの詳細を少なくとも3週間前に示すよう、強く働きかけること。

新型コロナウイルスの感染再拡大防止に関する緊急要望について（令和3年4月13日）②

（4）変異株については、地域住民の注意喚起を促すため、個人のプライバシーに十分配慮した上で、現在の県単位の一括発表ではなく可能なエリアについては協議の上、自治体ごとの発表とすること。

令和3年4月13日

千葉県知事 熊谷俊人様

京葉広域行政連絡協議会

会長 松戸 徹

船橋市長 松戸 徹

市川市長 村越 祐民

浦安市長 内田 悦嗣

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による追加支援に係る緊急要望（令和3年5月7日）

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による 追加支援に係る緊急要望

新型コロナウイルス感染症の変異株の急拡大を受けて、1都2府1県において緊急事態宣言が発出され、また7県においては、まん延防止等重点措置が出されている状況の中、全国の中核市では緊急事態宣言が発出されている地域などと同様に感染拡大防止対策や事業者支援に取り組んでいる。

また、3月26日には「緊急事態宣言地域外も含めたすべての地域の飲食店や関連事業者に対する支援に係る緊急要望」を中核市市長会から要望し、飲食店や関連事業者などへの支援に活用できる新たな特別枠の創設をお願いしたところである。

こうした中、4月30日の閣議において、特別枠として「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）」の創設が決定されたことは評価するものの、交付対象は都道府県とされている。

全国62市2,295万人の住民を抱える中核市は、保健所を有し感染症対策の中心的な役割を果たすとともに、圏域の中核都市として、飲食店をはじめ多くの中小事業者が所在している。広域的な観点で取り組む都道府県に対する支援に加え、中核市が地域の実情に応じ地域経済活動及び市民生活の維持・回復に向けて実効性のある対策を引き続き推進できるよう、下記のとおり要望する。

記

1. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）において都道府県分とは別に、中核市が地域の実情に応じた経済対策や感染拡大防止策に活用できる新たな特別枠を創設すること。

令和3年5月7日

中核市市長会

「飲食業を始めとする地域経済を支える事業者への支援」及び

「新型コロナウイルス感染症対策に関する財政措置の拡充等」に係る緊急要望（令和3年6月30日）

「飲食業を始めとする地域経済を支える事業者への支援」及び 「新型コロナウイルス感染症対策に関する財政措置の拡充等」 に係る緊急要望

昨年から続く新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、令和3年は緊急事態宣言に伴う措置及びまん延防止等重点措置の実施期間が上期だけで既に昨年を上回る都道府県もあり、各地で事業者の倒産や廃業が顕著に表れるなど、地域経済を支える飲食業を始めとする多くの中小零細企業者は経営的に大打撃を受けている。

また、全国的に人の流れも激減し、宣言・まん延防止の適用の有無にかかわらず全国各地で地域経済が疲弊し、極めて厳しい状況にある。

中核市は県庁所在地の都市も多く、地域経済をけん引する圏域の中核都市としての役割を有し、事業所も多く立地していることから、特に影響が顕著に表れている。この状況を放置すれば経済回復が手遅れとなるばかりでなく、周辺の市町村に立地する事業所を含め、圏域経済へ及ぼす影響は計り知れない。

これまで、中核市は都道府県とも連携を図り、地域の実情に応じた事業者支援に精力的に取り組んできたが、感染症の影響は1年を超え、市の財政力で十分な支援を継続して行うことには限界がある。

一方で、「経済財政運営と改革の基本方針2021（骨太の方針）」において、「地方創生臨時交付金などの地方の自由度が高い予算措置に関し、感染収束後、早期に地方財政の歳出構造を平時に戻す」と示されていることを強く懸念するところである。

ついては、下記の事項について要望する。

記

- 1 地域経済を支える各事業者の経済的疲弊は限界に達していると考えられ、事業存続のため、国におかれては、運転資金の融資などの支援だけでなく、持続化給付金及び家賃支援給付金の再支給など、事業者に対する現金支給や利益補償による直接的かつ大胆な支援を行うこと。
- 2 国の直接的かつ大胆な支援に加え、中核市に対しては、地域の実情に応じ、柔軟かつ機動的に対策を講じるための財源が十分に確保できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の財政措置を延長・拡充されたい。また、その算定に当たっては、保健所を設置する中核市に対するより一層の加算措置を図るとともに、財政力指数に関わらず、必要経費を適切に見極めた配分を行うこと。

令和3年6月30日

中核市市長会

新型コロナウイルスワクチン接種に関する緊急要望（令和3年6月30日）

新型コロナウイルスワクチン接種に関する緊急要望

新型コロナウイルスワクチン（以下「ワクチン」という。）の接種については、改正予防接種法に基づき、対象年齢を定め、順次実施することとされている。ワクチン接種は新型コロナウイルス感染症の収束に大きな意味を持つものであり、その迅速かつ確実な遂行に向け、圏域の中核都市としての役割を有し、保健所を設置する中核市が果たす責任は大きいものと考えている。

4月からの一般向け接種の開始後、これまでの間、国において接種の加速化を図るため、大規模接種や職域接種などを推進されている。中核市においても、国からの要請を受け、当初の予定を前倒し、接種の加速化を図るため精力的に取り組んでいるところであるが、実施に当たっての課題が山積している。

については、ワクチン接種を希望する全国民に対して安全かつ円滑に実施できるよう、下記に掲げる事項に対し、国の手厚い支援を要望する。

記

1 ワクチンの安定供給について

国が示した方針に従って、7月末までに65歳以上の高齢者への接種完了を目指し、医療機関の協力を得て、接種を加速している一方で、ファイザー製ワクチンについては、7月から供給量が減少し、8月以降の供給量が国から示されておらず、職域接種の申請増加等によりモデルナ製ワクチンの供給も不透明である。

今後、64歳以下の方への接種が本格的に始まり、接種対象者が増えていくため、各自治体が混乱なく円滑な接種を行えるよう、ファイザー、モデルナのいずれのワクチンについても、自治体が求める必要量を確実に確保するとともに、接種の加速化や前倒しにも対応し、遅滞なく供給すること。

また、仮に十分な供給が困難な場合は、国の責任において、その状況と理由について国民に説明するとともに、接種計画に支障が出ないよう、具体的な配分時期及び配分量の見直しについて、早期に情報提供すること。なお、自治体はワクチンの必要数を適正に見積もり、要求していることから、要求量に基づいて配分すること。

2 ワクチン接種に要する経費等に対する財政措置の拡充について

(1) 各自治体においては集団接種や大規模接種、企業による職域接種など様々な取組を進めているところであるが、身近なかかりつけ医療機関で接種を受ける方も多く、今後も個別接種は大きな役割を担っていくと考えられる。

64歳以下の市民に対する個別接種も着実に進められるよう、現在、高齢者の個別接種を促進するために実施されているワクチン接種対策費負担金によ

る接種費用の上乗せや新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による追加支援策について、希望するすべての方への接種が終了するまで期限を延長すること。

(2) 接種事業は前例のない大規模事業である上、国の方針に従い、接種を加速化するため、各自治体が工夫を凝らし、集団接種を始め地域の実情に応じた取組を推進している。接種体制確保事業費については、自治体の負担が生じないよう、先例に基づいた補助対象経費の判断をすることなく、積極的な支援を行うこと。

3 職域接種について

(1) 職域接種については、接種の加速化を図るための有効な方策の一つであることから、申請受付の再開時期を早期に示すとともに、希望する企業等に対して、申請承認やワクチン供給が滞りなく円滑に行われるようにすること。

(2) 商工会議所等が中心となり、企業等に対する接種体制を構築する場合には、実施に向けての障壁とならないよう、必要となる経費については自治体による接種と同様に国が責任をもって全額負担すること。

(3) 接種回数等の最低要件を満たさないため、職域接種を希望する企業等が実施できない場合があるため、自治体接種の実施に影響のない範囲で要件緩和を検討すること。

4 ワクチン接種に対する偏見や差別の解消について

接種は本人の健康状態など様々な事情を勘案し、個人で判断されるものであることから、職場や学校、その他あらゆる場においてワクチン接種の強制や、接種を受けていない者に対する偏見や差別、心ない誹謗中傷は絶対に許されるものではなく、このようなことが生じないよう、国において全国的な啓発や相談窓口の設置を行うこと。

5 事業の推進に当たって

各自治体は、これまで国からの通知に基づき、計画的に接種体制を構築し、取り組んでいることから、方針等の見直しに当たっては、自治体向けに速やかに情報提供を行うとともに、自治体に対するこれまでの通知との整合性や自治体の準備状況を勘案し、現実的な内容となるよう、十分留意すること。

令和3年6月30日

中核市市長会

新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急要望（令和3年10月6日）

新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急要望

中核市は、市民の命と健康を守るため、都道府県と連携を図り、新型コロナウイルス感染症対策に全力で取り組んできた。9月30日をもって緊急事態措置及びまん延防止等重点措置がすべて終了したものの、引き続き全国的に予断を許さない状況が続いている。

新型コロナウイルスワクチン（以下「ワクチン」という。）について、国は、希望する全ての対象者への接種を本年10月から11月にかけて終えることを目指し、接種の加速化を推進してきたことから、各中核市は国の方針に対応し、地域の実情に応じた接種体制を構築し、接種の加速化を図ってきたところである。

今般、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部から、希望者へワクチンが行き渡る時期を見据え、ワクチン・検査パッケージや飲食店の第三者認証等を活用した行動制限の緩和についての考え方が示され、今後、国において、日常生活回復に向けた感染防止対策と社会経済活動の維持との両立に向け、具体的方策が議論されようとしている。

長引くコロナ禍からの出口戦略についての検討が進められることに期待をする一方で、制限を緩和することによる感染再拡大や、ワクチン・検査パッケージの導入によるワクチン接種を受けていない方への差別的取扱いの増加などが懸念されることである。

については、新型コロナウイルス感染症対策や、検討に当たって留意すべき事項に関し、下記のとおり緊急に要望する。

記

1 新型コロナウイルス感染症対策について

- (1) 主要な医療資源を有している中核市が、都道府県と連携し、保健所の人員増を含めて、新型コロナウイルス感染症対策における地域医療体制を充実するための施策を積極的に行えるよう、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援金の補助対象事業の拡充など、一層の財政支援を行うこと。
- (2) 自治体が独自に行う無症状者に対する検査、医療機関等への各種支援に係る実施費用について、必要な財政支援を行うこと。

2 ワクチン接種について

- (1) 国の目標である早期接種完了を達成するため、ワクチン供給の前倒し及び増量を行うとともに、都道府県や職域・大学等での接種についても、更に促進すること。また、個別接種を促進するために実施されている接種費用の時間外・休日加算について、希望する全ての住民への接種が完了するまで継続すること。
- (2) 3回目の接種事務については、自治体の意見を十分に踏まえるとともに、スケジュールや対象者、実施手順を明確にし、速やかに情報提供を行うこと。

また、自治体の事務負担も考慮し、これまで示されていた事務手続きと整合性を図るとともに、契約事務等において弾力的な運用を可能にするなど自治体が円滑に業務を進められるよう事業スキームを構築すること。さらに、経費については、現状同様、全額国費とし、職員人件費についても国費の対象とするなど自治体の取組を最大限支援すること。

(3) 3回目の接種の実施においては、住民の接種歴（1回目、2回目）等の把握を迅速かつ正確に行うことが必要であるが、現状では、住民登録がされている自治体のみ接種履歴情報等が集約されているため、転居先の自治体はこれらの情報を把握できない状況にある。こうしたことから、3回目の接種に当たっては、他自治体がVRS等で保有している接種者の接種履歴情報等を活用できるよう国が法整備などを進め、自治体が安全かつ円滑に接種券発送事務などを進めることができるよう見直しを図ること。

(4) ファイザー製のワクチンが減少し、各自治体において接種スピードが鈍化した反省を踏まえ、今後のワクチン供給については、数量が不足することがないよう自治体への供給計画を明確化すること。

3 ワクチン接種が進む中における日常生活回復に向けた検討について

(1) 「ワクチン・検査パッケージ」の実施については、ワクチン接種証明の有無により、過度に日常生活の制限を行うことは憲法に抵触する可能性もあることから、その要否について慎重に検討されたい。

実施する場合においては、ワクチン接種を受けていないことで日常生活に支障をきたさないよう、また、差別的な取扱いがされないよう、周知啓発及び相談体制を充実させること。

さらに、国民が必要な時に身近な場所で、気軽に受けることができるワクチン接種や検査体制の更なる充実、国としても精力的に取り組むこと。また、様々な事情によりワクチン接種を受けることができない方もいることから、検査において個人負担を生じさせない制度設計を行うこと。

(2) 「ワクチン・検査パッケージ」における接種証明については、国民・事業者の理解が得られるよう、適切に運用するとともに、その内容を周知すること。

(3) 現在、海外渡航を目的に自治体で発行している接種証明書について、今後、デジタル化する方針が示され、「新型コロナワクチン接種証明の利用に関する基本的考え方について」では、国内での活用についても示されたところである。デジタル化の実施に向けては体制の整備や市民への周知などに時間を要することから、早期に運用指針や具体的な行程等を示すこと。また、自治体はその業務を担うこととなる場合は、自治体の負担とならないよう、制度設計を行うとともに、これまでの発行事務と同様に事務に要する経費について全額国が負担すること。

令和3年10月6日

中核市市長会

地域経済を支える事業者等への支援に係る緊急要望（令和3年10月6日）

地域経済を支える事業者等への支援に係る緊急要望

昨年から新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、令和3年は全国的に緊急事態宣言に伴う措置及びまん延防止等重点措置の実施期間が長期に及び、飲食業や観光業を始め、地域経済を支える多くの中小零細事業者は経営的に大打撃を受けている。

また、全国的に人の流れも激減し、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の適用の有無にかかわらず全国各地で地域経済が疲弊し、極めて厳しい状況にある。

さらに、事業者の経営困難に伴い、雇用関係が不安定な非正規労働者、特にひとり親家庭などが生活の危機に直面し、子どもたちの日々の食にも影響が及んでいる。

中核市は県庁所在地の都市も多く、地域経済をけん引する圏域の中核都市としての役割を有し、事業所も多く立地していることから、特に影響が顕著に表れている。この状況を放置すれば経済回復が手遅れとなるばかりでなく、周辺の市町村に立地する事業所を含め、圏域経済へ及ぼす影響は計り知れない。

本年8月に示された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）」の追加交付において、都道府県分とは別に新たに市町村分が交付されることとなったことは、中核市市長会としても要望してきたことであり、高く評価するところであるが、引き続き、国による力強い支援が必要である。

ついては、下記の事項について要望する。

記

- 1 地域経済を支える事業者の事業存続のため、国におかれては、運転資金の融資などの支援だけでなく、持続化給付金及び家賃支援給付金の再支給や月次支援金の継続給付など、感染症の影響を受けている事業者に対する現金支給や利益補償による直接的かつ大胆な支援を行うとともに、ウィズコロナ・ポストコロナを見据え、事業者がより活発に経済活動を実施できる環境整備や、新分野展開・業態転換等に果敢に取り組める支援策の充実を図ること。
- 2 長期化する緊急事態宣言等で不安定な雇用関係におかれる非正規労働者、特にひとり親家庭等生活に困窮する世帯に対し、現状に応じた社会保障制度の拡充を図るとともに、直接的な生活支援策を講ずること。
- 3 国の直接的かつ大胆な支援に加え、中核市に対しては、地域の実情に応じ、柔軟かつ機動的に対策を講ずるための財源が十分に確保できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の財政措置を延長・拡充するとともに、交付手続の簡素化を図られたい。また、その算定に当たっては、保健所を設置する中核市に対するより一層の加算措置を図るとともに、財政力指数に関わらず、必要経費を適切に見極めた配分を行うこと。

- 4 「ワクチン接種が進む中における日常生活回復に向けた考え方」において、各分野における制限緩和の基本的方向性が示されたところであるが、具体化に向けた議論と併せて、事業活動の迅速かつ確実な回復に向けた強力な消費喚起策を実施すること。

令和3年10月6日

中核市市長会

子育て世帯への臨時特別給付（仮称）についての緊急要望（令和3年12月14日）

子育て世帯への臨時特別給付（仮称）についての緊急要望

11月19日に国が決定した「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、10万円相当の子育て世帯への臨時特別給付が示され、現在、第207回臨時国会では先行給付金を除く5万円相当のクーポンを基本とした給付事業費を盛り込んだ補正予算案が審議されている。このクーポンを基本とした給付については、経済対策において「地方自治体の実情に応じて、現金給付も可能とする」と示されているところである。

クーポンによる給付は、消費喚起の効果が明確であり、地域商業の振興の観点で有効である一方、対象となるサービス・商品の範囲、利用店舗の設定など、事業に係る事務手続きが煩雑となる。また、迅速な給付を実現するという観点では、現金による給付が最適な方法と考えられる。

このように、給付方法は、様々な意見があり、また各地方自治体の実情も地域や自治体規模により異なることから、地方自治体自らが判断できることが望ましい。

については、下記の事項について緊急に要望する。

記

- 1 経済対策で示された、「5万円相当のクーポンを基本とした給付」については、条件を設けることなく地方自治体の判断で現金給付またはクーポン給付を選択できるようにすること。
- 2 現金給付については、先行給付の5万円の現金と併せて支給できるようにすること。

令和3年12月14日

中核市市長会

市民生活を守るための新型コロナウイルス感染症対策の見直しに関する緊急要望（令和4年2月3日）

市民生活を守るための新型コロナウイルス感染症対策の 見直しに関する緊急要望

新型コロナウイルス感染症の症例がわが国で最初に確認されてから、既に2年が経過した。中核市はこれまでの間、保健所設置市として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に基づき、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に全力を尽くしてきたところである。

現在、新型コロナウイルス感染症は、感染症法上、新型インフルエンザ等感染症と位置付けられ、2類感染症相当としての対応が求められている。

各中核市は、保健所外も含めた全職員一丸となって、第5波までの感染の波を何とか乗り越えてきたが、現在、感染が急拡大しているオミクロン株については、感染力が強いことから、今回の第6波は、第5波までの感染者数を大きく超える爆発的なスピードで感染が拡大しており、保健所業務がこれまでにないほどひっ迫している。

オミクロン株について、世界保健機関は「免疫系を障害し、再感染やブレイクスルー感染のリスクは高く、高齢者や基礎疾患を有する人にとって重症化するリスクは依然としてある」とする一方、「鼻やのどなどの上気道の炎症を引き起こしやすく、他の変異ウイルスと比べて肺まで達して重症化するリスクは低い」という見解を示している。

こうした状況の中、第5波までと同様の対応を続けていると、重症化リスクのある方へのアプローチが遅れ、市民の命と健康を守れなくなる恐れがある。また、増加する軽症・無症状の感染者や濃厚接触者への対応いかんによって社会・経済活動が停滞し、市民一人ひとりの日常生活の維持もできなくなることが強く危惧される。

私たちは、保健所を設置する中核市の市長として、新型コロナウイルス感染症対策を持続可能なかたちで継続するとともに、地域の社会・経済活動を維持することで、市民の命・健康と、市民が安心して暮らせる社会とを、ともに守らなければならない。

こうした視点のもと、新型コロナウイルス感染症対策の見直しについて、以下のとおり要望する。

- 1 オミクロン株はデルタ株に比べて病原性が低いという情報がある。病原性の低い変異ウイルスによる感染拡大期には、膨大な数となっているすべての陽性者に対して行う積極的疫学調査や療養支援のほか、感染症法に基づく就業制限や入院勧告、感染症の診査に関する協議会の審議・意見聴取を実施することは、保健所の対応職員を増員しても極めて困難である。については、積極的疫学調査や療養支援等を感染対策上科学的な意義をもって実施できるようにするとともに、対象については重症化リスクの高い方などに重点化し、国においてその統一的な基準について示すなど、限られた行政資源・医療資源を重症化リスクの高い方への対応に集中させることができるよう、制度設計を行うこと。

- 2 今回の第6波の課題を踏まえ、市民の命を守るための重点化を図る観点から、新型コロナウイルス感染症については、現在の感染症法で規定されている全数を直ちに届け出る扱いを見直し、新たな届出基準を策定すること。

策定にあたっては、重症化のリスク因子となる疾患等がある場合や、入院の必要性がある場合など、直ちに届出が必要となる場合を限定し、これ以外の無症状病原体保有者や軽症と診断された場合は、感染症法に基づく届出のあり方を見直すことも含めて検討すること。

令和4年2月3日

中核市市長会